第7回生活・利用に関する検討部会

日時 : 平成22年3月16日(水) 13:30~16:30

場所 : 大濱信泉記念館 多目的ホール

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 委員紹介
- 3. 議事
 - 3-1 部会の趣旨確認および第1回~6回部会の概要説明
 - 3-2 海域の利用ルールについて
 - 白保の海でのルールについて
 - 海域利用全般のルールについてのアンケート結果等
 - 漁業者と船社の海域利用ルール化の現状報告
- 4. その他
- 5. 閉 会

【 配布資料 】

資料-1 議事次第

資料-2 生活・利用に関する検討部会委員名簿及び配席図

資料-3-1 第1回~第6回 生活・利用に関する検討部会の概要

資料-3-2(1)海域利用全般のルールについてのアンケート結果

資料-3-2(2)海域利用全般のルールについて -アンケート結果と追加の意見-

資料-3-3 漁業者と船社の海域利用ルール化の現状報告

参考資料-1 石西礁湖自然再生協議会 規約

参考資料-2 石西礁湖自然再生協議会 運営細則

参考資料-3 「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール

参考資料-4 生活・利用に関する検討部会および手順イメージ

参考資料-5 第1回~第6回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

第7回 生活・利用に関する検討部会委員名簿

(順不同・敬称略)

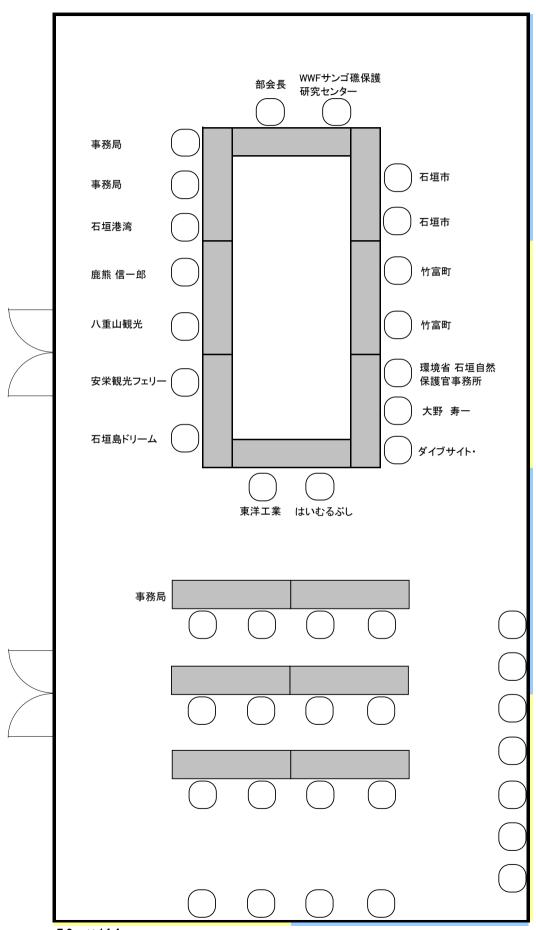
			(1/00 1 1/3 13/C 13 PH /			
		Νō	所属名	役職名	氏名	備考
	個	1		-	大野 寿一	
	人	2	沖縄県八重山農林水産振興センター 農林水産整備課	主幹	鹿熊 信一郎	
		3	北九州市立大学 文学部人間関係学科	教授	竹川 大介	ご欠席

	Νō	所属名	役職名	氏名	備考
	1	侑安栄観光	運行管理者	平安名 浩文	
	2	㈱沖縄総研	代表取締役	伊波 盛武	ご欠席
	3	㈱海岸環境調査研究所	代表取締役	長田 紀晃	ご欠席
l	4	(株)シー・テクニコ(リゾート・アイラント・カヤマ)		前田 博	ご欠席
団体	5	WWFサンゴ礁保護研究センター	センター長	上村 真仁	
14	6	特定非営利活動法人 たきどうん	理事長	上勢頭 保	
法	7	(株)はいむるぶし 営業部販売企画課	副部長	豊田 敏彦	
人	8	八重山観光フェリー㈱	専務取締役	花城 吉治	
	9	八重山漁業協同組合	組合長	上原 亀一	ご欠席
	10	八重山サンゴ礁保全協議会	代表	吉田 稔	ご欠席
	11	石垣島ドリーム観光㈱	専務取締役	島仲 乱	
	12	侑東洋工業	専務	深見 和壽	
	13	ダイブサイト・ノロ	代表	野口 定松	

	Νō	所属名	役職名	氏名	備考
	1	八重山支庁総務·観光振興課	課長	通事 安憲	ご欠席
	2	石垣市 企画部 観光課	課長	宇保 安博	
地	3	石垣市 建設部 港湾課	課長補佐	吉見 武浩	
方	4	竹富町 自然環境課	主事	内盛 和徹	代理
公共	5	竹富町 企画財政課	課長	勝連 松一	
団	6	竹富町 企画財政課	主事	小濵 啓由	ご欠席
体	7	竹富町 商工観光課	課長	長浜 康	ご欠席
	8	竹富町 建設課	課長	野底 忠	ご欠席
	9	竹富町 農林水産課	課長	真謝 永福	ご欠席

玉	Νō	所属名	役職名	氏名	備考
の	1	石垣海上保安部 交通課	主任航空援助管理官	西村 和彦	ご欠席
機	2	環境省 石垣自然保護官事務所	自然保護官	佐藤 崇範	
関	3	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	所長	嶋倉 康夫	

第7回 生活・利用に関する検討部会配席表



第1回~第6回 生活・利用に関する検討部会の概要

1. これまでの検討部会の実施状況

生活・利用に関する検討部会では、これまでに6回の検討部会を開催し、石西礁湖における利用に関する課題の抽出を行い、その中で優先的な課題、特に重要な課題を抽出した。 実施した6回の検討部会の実施概要を以下に示す。

平成19年8月21日 第1回生活・利用に関する検討部会 開催

【主な議事】

- (1) 部会の検討手順、進行方法の確認
- (2) 石西礁湖の利用状況の把握
- (3) 石西礁湖での利用に関する課題の抽出(グループディスカッション)





平成19年12月6日 第2回生活・利用に関する検討部会 開催

【主な議事】

- (1) 第2回検討部会議事概要の確認
- (2) 第2回検討部会における抽出課題の確認・追加
- (3)優先的な課題の抽出(グループディスカッション)





平成20年3月11日 第3回生活・利用に関する検討部会 開催

【主な議事】

- (1) 前回議事の確認
- (2) 前回における意見集約結果の確認
- (3) 特に重要な課題の抽出(全体ディスカッション)

平成20年10月15日 第4回生活・利用に関する検討部会 開催

【主な議事】

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~3回部会の概要について
- (2) 船社へのヒアリング結果について(高速運航、夜間運航)
- (3)海域利用の先進事例について (八重山漁協、慶良間海域、グレートバリアリーフ)





平成21年3月23日 第5回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】 (1) 部会の趣旨確認および第1回~4回部会の概要説明
 - (2)活動の報告
 - (3) 海上交通の安全・安心の確保について (報告)





平成21年10月19日 第6回生活・利用に関する検討部会 開催

【主な議事】

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~5回部会の概要説明
- (2)海域の利用ルールについて
- (3) 航路整備の検討状況





2. 検討部会において抽出された「主要意見」

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~5回部会の概要説明
 - ・資料 3-1 の P.4 で、石西礁湖で人為的再生をするより保全がよい、という趣旨の意見は言ったが、移植に反対なわけではないので、保全を優先すべきという表現に修正して頂きたい。(鹿熊氏)
- (2)海域の利用ルールについて
- ①エコツーリズム推進法の施行

②県内の環境保全等に関する規制等の事例

- ・資料 3-2-2 の慶良間のダイバー規制の新聞記事で、30 万以下の罰金とあるが、これがかなり強力なルールである。八重山漁協の保護区では漁業者の自主管理となっており、漁業者は違反すると罰則がある。ダイビング、遊漁者にも協力を求めているが、違反しても漁業者以外には罰則は課せられない。もし推進法を適応すれば、保護区で罰則も入るので、より強い規則となる。強い規則が必要であれば、推進法を検討する必要がある。(鹿熊氏)
- ・エコツーリズム法の指定が石西礁湖に馴染むのかが気になる。産卵場所や産卵期の 魚を捕らない等の自主規制でやっているので、そこが優れた観光地・景勝地として 指定を受けることができるか? それがなくても、適用できるような大きな仕組み が組めればありがたいと思っている。(八重山漁協/上原組合長)
- ・八重山地域の産業は、観光が寄与している。エコツーリズムとエコツアーとの関連、 一時的な観光客を含めた保全のあり方を、旅行者と一体となった形の教育を考えて いく必要がある。(八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)

・安全面を含めて、八重山の観光は長く持続していく必要があるので、市町村・県と 連携しながら進めていく必要がある。(上勢戸部会長)

③船社と漁業者間のルールについて

- ・欠席の竹川委員よりコメントをもらっている。竹川委員は新航路の関係で多くの漁業者へインタビューをしているが、新しい航路を作ることに関しては反対が多い。 その一番の理由は航路のそばの航路ではない所を船舶が通るため、それが危険であるというものである。新しい航路でも、そこを外れて航行することを懸念している。 漁業者を説得するためには、新しい航路を整備する上で、航路の外を通らないようなルールが必要である。(鹿熊氏)
- ・燃料高騰を背景に、燃料節約の面から少しでも近道をしたいという気持ちはあるが、 会社として近道を通る指導はしておらず、なるべく同じ場所を通るように指導をしている。ルール作りの中でそういう話しがあれば、前向きみんなに話して行きたい。 (八重山観光フェリー/黒島氏)
- ・当社も同じように、決められた航路を外れずに走ることにしている。(石垣島ドリーム観光/島仲専務取締役)
- ・航路を外れて走るときに、船長は安全航行をしているつもりでも、気づかないで漁業をやっている側を通っていることがある。見えないから、人はいないだろうということで走っている。いつ事故がおきてもおかしくない状態にある。もう1点、漁業者が新航路の整備に向けて協力していく上で、竹富東・南の狭隘水路で交差・追い越し等をする際、減速する等安全航行に気をつけて欲しい、この辺のルール化が必要である。漁業者も航路を必要としていないわけではないので、特に高速船とのルール化が必要である。(八重山漁協/上原組合長)
- ・海人はフーカーでホースを長く取って潜っていて、ホースが見えない場合が多々あるので、決められたルートで航行する、船のすれ違いの時の引き波についても注意するなど、竹富南では激しい往来があるため、安全性について配慮していく必要がある。(上勢戸部会長)
- ・資料 3-2-3 の図面について、高速船が近道している所は黒島北の一カ所だけか?(八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・竹富の南側でもやっている。満潮時になると走れる部分というのがある。他にもあるが、図面にある黒島沖合の箇所は、特に苦情が多い箇所である。(八重山漁協/上原組合長)
- ・海域利用者へどのように指導していくのか、ということとの関連が出てくると思う。 安全第一で、ルールを明確に、お互い理解し合うような形で決めていく必要がある。 他にも沢山あるのであれば、今まで事故が起きていないのが不思議なくらいだと思 うので、ちゃんとしたルールが必要である。(八重山支庁総務・観光振興課/通事課 長)

- ・航路を外れることが沢山あると言ったが、近道に関連して、航路の狭い場所で、船を避けるために航路を外れる場合もある。基本的には会社の中で航路を設定して、 そこを走るように指導している。黒島沖では、北の方は喫水の深い船、南側は浅い船が走っている。(八重山観光フェリー/黒島氏)
- ・ダイビング船など我々も含めて、満潮時に竹富南では島から 10m くらいの所を走っていることもある。今後ルールに従って走っていくことが大切である。(八重山漁協/上原組合長)
- ・調査の結果、近道をしていることが明らかになったのが黒島の沖である。その他に もあるが、必ずしも全てが交通船というわけではない。しかし、全てを対象にする のは難しいので、船会社と漁組でモデルとなるルールを作って、広げて行きたい。 (石垣港湾事務所/嶋倉所長)
- ・漁業者が困った事例がある。竹富南で悪天候の時シュノーケリングをさせている。 漁業者がショートカットする場所に入って来るので、漁業者も加害者になり得る。 シュノーケリングの範囲も含めてルール化をしていく必要がある。モデルケースで もやればいいと思う。(八重山漁協/上原組合長)
- ・フーカーのロープの長さが、最大 200m くらいのある場合もある。フーカーが切れると息ができなくなるため、船から 200m くらいの範囲は危険ということになるのではないか。(鹿熊氏)
- ・潜水中の旗を上げていると、船から○m以上離れなければいけないといったルール があるが、ダイビング船や遊漁船は無視することがある。(八重山漁協/上原組合長)
- ・ヒヤリハットは前からあるため、安全に対するルール作りは船会社として望んでいることである。これを機会にルール化を進めていきたい。(八重山観光フェリー/黒島氏)

④海域利用全般のルールについて

- ・観光客全般であるが、観光客がいろんなコースで自然環境、海岸などに出ることが あれば、周りのゴミを拾って回収してもらう、ツアー会社に協力してコースに組み 込んでもらうということを思いついた。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)
- ・利用方法、ルールについて、課題が出てくると思うがみんなの知恵で推進して欲しい。個人的には、船は石油を使っているが電気にできないか。また、船のトイレを処理槽にすることができないか。また、ダイブショップの中で中性浮力を薦めていないショップもあり、自主ルールを作ったりできないか。ガイドは教育者であり、資質向上の仕組みができないか。(石垣自然保護官事務所/田村氏)
- ・竹富島のビジターセンターでは、島のルールを映像で勉強してもらい、入島しても らうということをしている。どのようにしてダイビング業者、遊漁者等に徹底して いくかということである。(八重山漁協/上原組合長)

- ・ガイドの資質に関連して、最近は減圧症を起こすガイドが多い。先頭に立つガイド・インストラクターの質が低下している。認識が甘い。さらに、環境については認識不足であると思う。サンゴへダメージを与える行為が頻繁に行われているように思う。ガイドの質の向上を図る必要がある。(ダイブサイトノロ/野口氏)
- ・八重山では最近修学旅行の人気が出てきている。自然に関心を示している。学校の 事前の環境教育を徹底させて来ていただきたいと思っている。(石垣市企画部観光課 /字保課長)
- ・船社では、安全面のレクチャーは行っているが、環境面についてもできる取り組みだと思う。(石垣島ドリーム観光/島仲専務取締役)
- ・町民からすると、潮の干満に関係なく、また夜間でも安全な航路の整備をしてほしいという声を聞いてきた。決められた航路を通るのが基本であると思っているが、 それを組織で規制できるわけではない。決めたルート、ルールをきちんと守るという基本的姿勢が必要なのだと思う。(竹富町企画財政課/大城課長)
- ・海岸線を含め環境面では、ボランティアに頼りすぎている。行政もそのことに対してまじめに取り組んで欲しい。定期船についても、早く着くだけでなく、観光のニーズ自体を変えていくような、地域の特質をじっくり見るような、ゆっくりと観光することを考えてもらいたい。漁業では、資源が減少している中で、遊漁は日曜日に市民が自然と触れることができる場所であり、ルールを早いうちに決めていかなければ、遅くなるほどやりにくくなる。早く、協議を何回も持って、認識を深めていければ良いと思う。(東洋工業/深見専務)
- ・今横浜から大型のカタマラン(幅 8m、長さ 50m)が来ているが、航路がすごく分かりにくいということを言っていた。緑の立標が右にあったり左にあったり、立標と海図が一致していないということもあった。避けないとすれ違えない場所もあったと言っていた。航路のコースを整理することが大事ではないか。(東洋工業/深見専務)
- ・観光、スノーケリングについて、委員の中でも上村さんが白保で良いルールを作っている。憲章も作っている。地元としっかり密着しているし、すごく良い事例があるので、いつか、次回部会でも30分くらい発表してもらったらどうか。(鹿熊氏)

(3) その他

① 航路整備の検討状況

- ・特に意見はないが、これまで関係者で検討されたルート案なので、是非ご理解を頂きたい。(竹富町建設課/野底課長)
- ・既存の航路で浚渫したものと、今回案の掘削土量、また掘削した場合の海中公園への影響はどうか。また、環境省の許認可業務との関わりはどうなるのか。(八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・土量については、当初の短絡ルートよりは減ってくる。しかし、必ずしも減少する 場所ばかりではないため、現在整理中である。許認可については、環境省に確認し ているが、今のところ直接的な制約にはなっていない。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)

- ・具体的な工法等となれば、場合によっては手続きが必要となる場合もあるが、基本 的には海中公園地区では無いので、許認可ではなく届け出となる。(石垣自然保護官 事務所/田村氏)
- ・シミュレーション等をした場合、今指定されている区域への影響も考えられるのか。 (八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・計画が進んでみないと何とも言えないが、基本的には航路の関係なので影響はない と思っている。(石垣自然保護官事務所/田村氏)
- ・海中公園地区とはできる限り位置を離そうとしている。できる限り影響がでないように補助工法を採用していく。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)
- ・現況よりも航路が長くなると燃費、料金への影響があるのではないか。(八重山支庁 総務・観光振興課/通事課長)
- ・距離に関係なく料金は上げたいところである。距離の影響はそんなに受けないと思う。(八重山観光フェリー/黒島氏)
- ・各船社は競り合って走っている状況である。燃費を食っているのではないか、なぜ こんなに競り合わなければならないのか、と思っているところである。(八重山支庁 総務・観光振興課/通事課長)
- ・共同運航について、何度か意見が出ている。(八重山漁協/上原組合長)
- ・航路標識の整備については、もう少し具体的なものが決まってからということになる。(石垣海上保安部/西村氏)
- ・土砂処分先はどちらになるのか。(石垣市建設部港湾課/吉見課長補佐)
- ・また市と相談しながら検討したい。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)

海域利用全般のルールについてのアンケート結果 (第6回部会アンケート)

1.アンケート調査について

自然を再生し、継続的な利用を行うためには何を行えばいいのか?について考えていくために、以下のテーマについて、どうすべきなのか?何を行う必要があるのか?等についてのアンケートにご協力いただきました。

-【テーマ】 ---

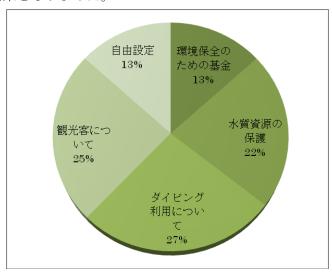
- ○環境保全のための基金
- ○水産資源の保護
- ○ダイビング利用について
- ○観光客について
- ○自由設定(回答者がテーマを自由に設定)

-【テーマごとの質問項目】 -

- 0.背景
- 1.どういった状況が理想でしょうか?
- 2.理想的を実現するために、何が必要でしょうか?
- 3.いつまでに何をすべきでしょうか? (具体的に)
- 4.その他(自由記入欄)

2.アンケート調査結果

アンケート調査では、13 通の回答を得ることができました。選択されたテーマの割合は、「ダイビング利用について」「観光客について」といった海域利用に関するテーマで過半数を占める結果となりました。



【テーマ:環境保全のための基金】

0. 背景

(回答なし)

1. どういった状況が理想でしょうか?

カテゴリ	主な意見
①基金確保	●安全対策と環境を守るための基金作りが早めに必要。
	●メディアを使った全国からの資金を集め。
②環境保全活動	●利用業者のボランティア活動。(ゴミ拾いなど)
	●石西礁湖は西表国立公園の海域に属しているため、国、県、市、
	町、漁協の協力により継続した駆除が必要。
	●対策人員の充実

2. 理想的を実現するために、何が必要でしょうか?

カテゴリ	主な意見
①基金確保	●利用料 (環境保全協力金) 徴収による保全対策。
	●利用者から協力金としてお願いし徴収。
②環境保全活動	●利用業者の協会・組合の年事活動へのボランティアの組み入れ。
	●オニヒトデの生態調査、研究の強化。
	● 漁協及び観光協会へのオニヒトデ調査委託。(毎年)
③利用者調整	● アンカリング等のルール作り。(サンゴを壊しているため)
	●船舶会社との協定と、ダイビング・船・遊漁船等の指導。

<u>3. いつまでに何をすべきでしょうか?(具体的に)</u>

カテゴリ	主な意見
①環境保全活動	●海域利用の開始の5月頃までにオニヒトデ駆除が必要。
②利用者調整	● 漁業者、ダイビング業者、遊漁船等、船舶運航会社との意見交換
	が早めに必要。
	● 早急な利用業者全体の会議の実施。

4. その他(自由記入欄)

- 協会の基金の発展。
- 自然環境の保護につながる指定。
- ●サンゴ群の場所の指定。
- 航路の指定と遵守。
- ダイビング業者の船やダイバーが航路内に近づかないような指導が必要。(天気によって場所移動するため)

【テーマ:水質資源の確保】

<u>0. 背景</u>

カテゴリ	主な意見
①水産資源減少	●マクロ的な地球全体の問題の影響大。

<u>1. どういった状況が理想でしょうか?</u>

カテゴリ	主な意見
①水産資源充実	● サンゴの保護が最重要。(サンゴを守り育てる事によって魚の減少
	を防ぐ)
	● 昔のような多くの魚が取れる状態。(海に行くのがとても楽しかっ
	た)
	● 水産資源が持続的かつ高水準で利用できる状況。
②水産資源管理	● 資源管理の徹底。(漁業資源の利用制限、期間、区域、サイズ限定
	等の設定)
	● 資源管理における漁業者・観光業者の合意に基づくルールづくり。
	●漁協が行っている資源管理への取り組み(禁漁期、サイズ制限)
	への協力。
③利用規制	●海域利用者(ダイバー等)の利用範囲の規定。
	● グラスボートの利用規制。
④サンゴ保全	● 良好なサンゴ生態系の再生。

2. 理想的を実現するために,何が必要でしょうか?

カテゴリ	主な意見
①水産資源管理	● 水産資源管理。(稚魚の放流事業の拡充、産卵時の採捕禁止、禁漁
	区・体長制限を維持・強化等)
	●遊漁者の協力。
②利用ルール・	●条例等の規制。
規制	● 保護水面の拡大。(海中公園の拡大)
	● 遊漁船業者から客への説明。
	● 遊漁利用者への漁具、エサ、漁法等の取り決め。
	● 遊漁船の登録。(ルールを持たせる)
	● 遊漁のキャッチアンドリリースの徹底。(自家消費分のみに止め
	る)
	● 観光協会及び一般の利用者への広報・啓発と協力要請。
③サンゴ保全	● サンゴ基金を何とか作ることが必要。
	● サンゴの白化原因の究明と移植・増殖。
	●オニヒトデの駆除。
	● サンゴ礁保全(漁場・幼稚仔の育成場・産卵場として)

<u>3. いつまでに何をすべきでしょうか?(具体的に)</u>

カテゴリ	主な意見
①水産資源管理	● 漁協の資源管理の徹底・強化。(平成 24 年度まで)
	● 漁協の資源管理の継続。(平成 25 年度から)
②利用ルール設定	●海人からの意見聴取。
	● 早期のルール設定と遵守。(ペナルティ等設定)
	● 今年度中に利用業者に周知。
	● 遊漁者(特にマイボート所有者)の組織化。(平成 22 年度)
③サンゴ保全	● サンゴ白化の原因究明。(具体策を打ち出すために必要)

4. その他(自由記入欄)

- 多くの離島からなり、各島々との連携が必要。
- もっと積極的に自然への制限、ルール作りが必要。
- 市民のレクリエーションとしての遊漁は重要。(海域や魚種等の制限をし、理解を得る)

【テーマ:ダイビング利用について】

0. 背景

(回答なし)

<u>1. どういった状況が理想でしょうか?</u>

	<u> </u>
カテゴリ	主な意見
①利用ルール	●アンカリング方法のルール化と徹底。
	●漁業者との協定締結。
	●利用海域の設定。(漁協との協定必要)
	● 安全体制の確立。(潜水病、減圧症)
	●漁業者とトラブルのない利用。
	●安全な利用。
②サンゴ保護	● 現在の自然保護状態を保持していくことがベスト。
	● ポイントにおいての人的損傷の撲滅。
	● 入域人員の制限。
	● アンカーブイの設置とブイ設置場所以外でのダイビング禁止。
	● 係留ブイへのボートの係留。
	● サンゴ保全のためには制限が必要。
	●保全すべき所は保全する意味で国立公園(海域)に編入し保護
	水面に指定。
	●ダイビングポイント及びエリアに入域する日当たりの利用者の
	制限。
	●環境容量内の利用。(オーバーユースしない)
	● サンゴを痛めない利用。(フィンキック、アンカリング等)

2. 理想的を実現するために,何が必要でしょうか?

カテゴリ	主な意見					
①利用者調整·	● ダイビング協会の組織内取り決めと未参加業者の解消。					
組織化	●アンカーブイを利用しない業者の締め出し。					
	●海域利用の協議。					
	● ダイビング業者の連絡体制・整備。					
	●ダイビング業者内の話し合い・ルール作り。					
	●漁業者・船会社を加えた話し合い・ルール作り。					
	● 協会に未加入の業者対策。					
②利用ルール・	● 遊漁船や各宿泊施設も船を持っているので、その指導が必要。					
規制	●業者数の制限。					
	●場所の保全、制限。					
	●利用制限、利用ルールの設定。					

	● 漁業者とダイビング利用者とのルール作り。			
	●エリアの設定、保全・保護対策が必要。			
③サンゴ保護対策	● アンカーブイの設置と管理手法及びダイビングポイントの周知			
(ハード面)	徹底。			
	● サンゴの多いポイントへの係留ブイの設置。			
	● 各区域へのアンカーブイ設置と共同使用。			
④指導・啓発	● ダイバーの環境保全教育の徹底。			
	● ショップの評価。(格付、ガイド資質等)			
	● ライセンス化。			
	● 観光協会・漁協・ダイバー等について利用者への指導。			

<u>3. いつまでに何をすべきでしょうか?(具体的に)</u>

カテゴリ	主な意見			
①利用者調整・	●利用業者の組織化			
組織化	● 本年度中にダイビング業者と漁業者による意見の調整。			
	● なるべく早めに漁業協同組合とダイビング組合による協議調			
	整。			
	● 協定の策定。(ダイビング業者とのワーキングチームを作り、そ			
	の作業を行う)			
	● 地域ごとの協議会の設立。			
	● 八重山ダイビング協会・竹富町ダイビング組合の総会に提案(今			
	年度から)			
	● 3者の話し合いの場の設定。(次年度から?)			
	● オニヒトデ問題で漁業者とダイビング業者は連携を始めた。			
②利用ルール・	● 1日も早く指導ルールの作作成と各島での説明会開催。			
規制	●今すぐに始めるべき。(これ以上多くならないように)			
	● ポイント毎に利用禁止期間の設定			
③サンゴ保護対策	● アンカーブイの設置と管理手法及びダイビングポイントの周知			
(ハード面)	徹底を平成 25 年(生活保全航路の整備に準じて)			
	◆今年度中に試しに何カ所かアンカーを設置。			

4. その他(自由記入欄)

- 八重山のダイビングを楽しむ観光客は、自然保護に関心がある方が多い。さらに意識 を高めるための啓発をすべきである。
- ダイビング船の係留施設の整備
- ダイビング協会の組織強化

【テーマ:観光について】

0. 背景

カテゴリ	主な意見
①安全管理	● 減圧症の発症。(インストラクターに多い)
②利用ルール	● 白保 (上村さん)、いいルールを持っている、憲章も持っている。

<u>1. どういった状況が理想でしょうか?</u>

1. C 7 V 7/2 V 1/2 C 0 0 7/0 1					
カテゴリ	主な意見 				
①環境保全	●観光ポイントのキャパ、利用者の数、ガイド(環境保全)の数				
	のバランスがうまく取れている状態。				
	● 環境容量について制限することと観光の発展は相反する。				
	● 環境容量についても一定の基準は必要。(現場の実情に詳しい専				
	門家レベルでの検討の必要)				
	● 祖国復帰時、昭和 47 年の頃の自然環境状態。				
②利用者マナー	●各宿泊、ホテル等に海に入る前のルールを指導、レクチャーし				
向上	てもらう。(ダイビング業者)				
	● 観光客のマナー以上に地元の意識の向上。				
	● 観光客が環境をよく理解している。				
	● 観光ガイド者によるマナー向上についての勉強会。(事前周知)				
	● 観光客に環境保全の啓蒙が必要。				
	● 自然環境の保全・保護の立場から地域社会において環境教育を				
	積極的に促進する。				
	● 適性な数の観光客が自主的にルールを守って観光する。				
③観光の高質化	● 島を体感できる観光。(生活を含む)				
	● 観光の価格の低下は品を悪くする。				
	● 滞在型観光への移行。				

2. 理想的を実現するために,何が必要でしょうか?

カテゴリ	主な意見					
①利用ルール・	● 入域規制=キャパシティを守る必要がある。					
規制	●ルール作り。					
	● 各ポイントによっての一日の利用者数の制限。					
	● 観光客による環境悪化、被害等を洗い出しその対策を練る。					
	●旅行業者等(交通・宿泊業者含む)が方針・ルールを作り守る					
	● 八重山全体の観光ルールを作り守る、守らせる。					
②観光業者育成	●観光業者の意識向上。					
	● 人的育成。(環境保全等)					
	● 他府県他市町村の取り組み事例を参考に観光ガイド者による自					

	主的な勉強会。
③指導・啓発	● 観光客への適切な案内。
	● 観光客に対する環境教育。
	● 観光客への意識啓発のホームページの充実。
	● 観光者自らが参加する体験型利用との係わりから指導員により
	活動のルールを守る。
④観光の高質化	● プランニングと販促・支援体制。

3. いつまでに何をすべきでしょうか? (具体的に)

カテゴリ	主な意見
①利用ルール・	●観光のルール策定。
規制	● 地域ごとに協議会を設けて監視を行う。
	●国・県の支援を得て、計画書を作成する。
	● 白保等に優良事例があるので、これを整理し、八重山全体に応
	用する。(今年度から)
②観光業者育成	● なるべく早く人材育成、環境保全・再生に必要な資金の確保。(行
	政・利用税・利用料)
	●年に数回、観光業者が環境について学べる機会をつくる。

4. その他(自由記入欄)

- 良い環境を観光として訪れているので、環境に関するリーフレットや現状を伝えれば理解が得られると思う。
- 近年修学旅行が増えている。その中でエコツアーは人気がある。(カヌー、自然体験型)
- 修学旅行の場合、事前の環境教育の徹底。

【テーマ:自由設定】

0. 背景

カテゴリ	主な意見			
①環境破壊	●自然が見にくくなっている。			
	● 八重山の自然、文化を 1990 年代当時よりさらに良い環境を目的と			
	する。			
	● 地球温暖化と八重山の自然の破壊は、同じ歩調のように思える。			

<u>1. どういった状況が理想でしょうか?</u>

カテゴリ	主な意見				
①指導・啓発	● これまで会議をして来た多くの意見を広く地域の皆様にまず学ん				
	でもらい、お客様にも必ずその勉強をしてもらってから海に出て				
	もらう。				
	●モラルを守ることが重要である。				
②観光業者育成	●訪れた人々が皆評価する事。				
①利用ルール	●海上交通のルートをしっかり決め、それ以外での航行はさせない。				
	(満潮でも近道は認めない)				
②環境保全・	●エコツーリズム推進法の目的のような。				
観光高質化					

<u>2. 理想的を実現するために,何が必要でしょうか?</u>

カテゴリ	主な意見
①環境保全	●自然環境の維持。

<u>3. いつまでに何をすべきでしょうか?(具体的に)</u>

カテゴリ		主な意見	
②環境保全・	すぐに動くべきである。		
観光高質化			

4. その他(自由記入欄)

カテゴリ	主な意見
①利用ルール	●海上交通のルートをしっかり決め、それ以外での航行はさせない。
	(満潮でも近道は認めない)
②環境保全・	●自然の下での観光地であり、早めに全てにおいてエコツーリズム
観光高質化	推進法を取り入れて整備する必要がある。
	● ガイド等の資質の向上を図る。
	●環境省の行動計画、県の計画の利用部分を参考にする。
	●里海の概念を導入する。
	●海底基盤の安定事業(ブロックの設置)とダイバーによるサンゴ
	移植。

海域利用全般のルールについて -アンケート結果と追加の意見-

1. アンケート結果

	中長期的	短期的
①水産資源	・条例等の規制。	・資源管理の徹底。(漁業資源の利用制限、
の確保	・保護水面の拡大。(海中公園の拡大)	期間、区域、サイズ限定等の設定)
	・遊漁者(特にマイボート所有者)の組織化。	・漁協が行っている資源管理への取り組み
	・遊漁船業者から客への説明。	(禁漁期、サイズ制限)への協力。
		・海人からの意見聴取。
		・早期のルール設定と遵守。
		・観光協会及び一般の利用者への広報・啓乳
		と協力要請。
		・遊漁利用者への漁具、エサ、漁法等の取り
		決め。
		・遊漁船の登録。
		・遊漁のキャッチアンドリリースの徹底。(自家
		消費分のみに止める)
②ダイビン	・漁業者との協定締結。	・海域利用の協議。
グ利用	・アンカーブイの設置と管理手法及びダイビン	・利用制限・利用ルールの設定。
	グポイントの周知徹底	・試しに何カ所かアンカーを設置。
	・利用業者の組織化。	・ダイビング業者の連絡体制・整備。
	・利用海域の設定。(漁協との協定必要)	・漁業者・船会社を加えた話し合い・ルール化
	・入域人員の制限。	IJ。
	・保全すべき所は保全する意味で国立公園	・観光協会・漁協・ダイバー等について利用者
	(海域)に編入し保護水面に指定。	への指導。
	・ダイビングポイント及びエリアに入域する日	・ダイバーへの環境保全教育の徹底。
	当たりの利用者の制限。	
	・環境容量内の利用。(オーバーユースしな	
	い)	
	・業者数の制限。	
	・ポイント毎に利用禁止期間の設定。	

③観光	・入域規制=キャパシティを守る必要がある。	・観光のルール策定。
	・各ポイントによっての一日の利用者数の制	・各宿泊、ホテル等に海に入る前のルールを
	限。	指導、レクチャーしてもらう。
		・観光ガイド者によるマナー向上についての勉
		強会。(事前周知)
		・自然環境の保全・保護の立場から地域社会
		において環境教育を積極的に促進する。
		・年に数回、観光業者が環境について学べる
		機会をつくる。
④その他		・海上交通のルートをしっかり決め、それ以外
		での航行はさせない。(満潮でも近道は認
		めない)。

2. ルールについての追加の意見(自由記入)

以上のアンケート結果を受け、	主にルールに関して追加意見をご記入下さい。

石西礁湖自然再生協議会 規約

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。 (対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖(石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。)とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。 (所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

- 第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 自然再生事業を実施しようとする者
 - (2)地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
 - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
 - 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
 - 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(途中参加委員)

- 第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の 合意が得られた場合に、委員となることができる。
 - 2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員となりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
 - 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

- 第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
 - (1)辞任
 - (2) 死亡、失踪の宣告
 - (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
 - (4)解任

(辞任及び解任)

- 第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
 - 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針 に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定す る協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
 - 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

- 第10条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

- 第11条 協議会の会議は、会長が召集する。
 - 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを 必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
 - 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、 第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会 議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは 別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

- 第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定 する協議会の会議に報告する。
 - 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
 - 3 部会に部会長及び部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。
 - 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
 - 5 部会は部会長の召集により開催される。
 - 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを 必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

- 第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、 原則公開とする。
 - 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
 - 3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合 を除き、ホームページ等で公開する。
 - 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を 経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

- 第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。
 - 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局 開発建設部港湾計画課で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が 行う。
 - 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を 開催することができる。
 - 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止 に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11 条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第13 条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金等)

- 第16条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。
 - 2 寄付金の使途については、第1条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものと し、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第17条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の 会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

石西礁湖自然再生協議会 運営細則

第1章 部会

(設置)

- 第1条 協議会に次の部会を設置する。
 - (1) 生活・利用に関する検討部会

(検討事項)

- 第2条 部会では、次の事項を協議する。
 - (1) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要となる活動との両立を進めるために必要となる事項等。

(部会事務局)

第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

(部会事務局の所掌事務)

- 第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。
 - (1) 部会の会議の運営
 - (2) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
 - (3) その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

- 第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。
 - 2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。
 - 3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、 会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補足

(細則改正)

第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成19年7月5日から施行する。

~ 「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール~

- ●時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
 - > 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
 - ▶ 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くならないよう配慮しましょう。
- ●お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
 - ▶ お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
 - ▶ 発言に対してはじめから否定することのないよう配慮しましょう。
 - メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
 - ▶ 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
 - ▶ 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。
 - 提出された意見等は、参考意見として会議の席上で出席者全員に報告します。
 - ▶ わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。
- ●「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。
 - ▶ 石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から 建設的な議論を行いましょう。
 - ▶ 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
 - ▶ 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。
- 合意形成に向けてお互い努力しましょう。
 - ▶ 問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論を 進めましょう。
 - 反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を 図っていきましょう。
 - ▶ 決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。

平成19年7月5日 第5回石西礁湖自然再生協議会 資料6 「今後の進め方について」の抜粋

生活・利用に関する検討部会のイメージ

石西礁湖自然再生協議会 (H18.2~)

事務局:環境省那覇自然環境事務所 沖縄総合事務局港湾計画課

報告

生活・利用に関する検討部会(仮称)

事務局(案):竹富町

石垣環境自然保護官事務所

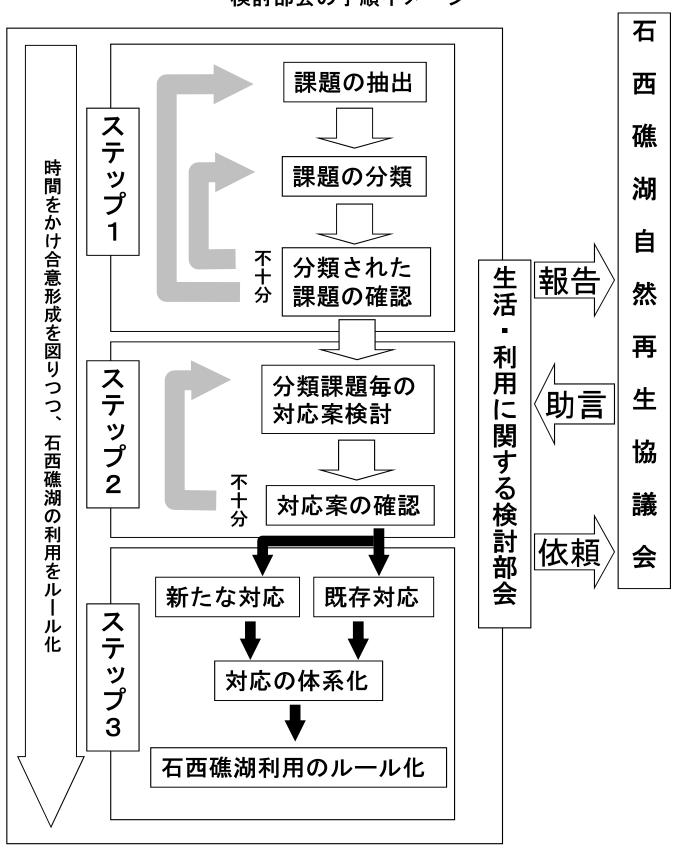
石垣港湾事務所

各部会より報告

協議会から付託される 専門的事項について協議

- (「生活・利用に関する検討部会」の概要)
- *地域住民が生活を営む上で必要不可欠となる 「漁業」「観光」「海上交通」等について、 石西礁湖の自然再生との両立を図りつつ、 永続的に活用するためのあり方・ルールについて検討する。
- *利用者の意見を十分に把握しつつ、意見の集約に努め、 部会での検討結果については協議会に報告する。
- *検討部会については、協議会のメンバー有志によって 構成されるが、特に地域住民・地元関係者の積極的な 参画が重要と想定される。

検討部会の手順イメージ



白保村ゆらている意章

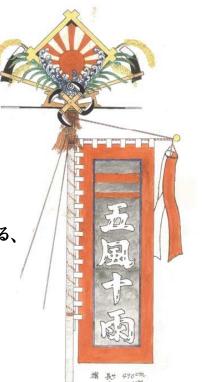


与那岡から見渡す田園風景、魚湧く海、赤瓦、福木、石垣の残る集落 その中で受け継がれる伝統芸能、 白保村の先輩たちが守り伝えてきた 豊かな自然とともにある暮らしを守り、

若者たちが夢と誇りを持って次世代を担うことのできる、

海と緑と心をはぐくむ、 おおらかな白保

を目標としたゆらていく白保村づくりを推進します。



<白保村づくり七箇条>

- 一、白保の文化を守り、未来につなげます
- 一、世界一のサンゴ礁を守り、自然に根ざした暮らしを営みます
- 一、石垣、赤瓦、福木を愛し、きれいな街並みをつくります
- 一、恵まれた自然を活かし、村を支える地場産業を育成します
- 一、地域の教育力を高め、次世代を担うたくましい子どもを育てます
- ー、スポーツや健康づくりに励み、 心と体の健やかな長寿の村をつくります
- 一、ゆらていくの心で団結し、 平和で、安全な世界に誇れる白保村をつくります

白保村ゆらていく憲章 策定経緯

◆白保村ゆらていく憲章とは

伝統ある白保村の歴史、文化、生活、自然を次世代に継承するとともに、より一層の発展を図るため村人が団結し取り組むべき決まりです。

憲章は、村づくりの目標、村づくり7箇条、具体的な施 策からなります。



◆白保村ゆらていく憲章策定の流れ

平成16年度離島・過疎地域ふるさとづくり支援事業「ゆらていく白保村体験2004」次世代プラン班として平成16年5月31日にスタート。

小中学生の作文・図画コンクールや地図づくりに加え、アンケート調査や座談会の開催を通じて、広く村人の意見を集め"ゆらていく白保村づくり基本方針(提案)"を取りまとめました。

平成17年度には、公民館から白保村憲章策定作業を付託され、9回に上る座談会の開催と5回の班内での協議により「ゆらていく白保村づくり宣言(仮称)」を取りまとめました。

平成18年度白保公民館総会で、"白保村ゆらていく憲章"として正式に制定されました。



◆白保村ゆらていく憲章の推進

憲章の普及・推進を図るため、白保村ゆらていく憲章推進委員会を白保公民館の附属機関として設置・運営することとし、石垣信善公民館長より平成19年2月1日に13名の委員が任命されました。



ゆらていくとは

白保村を代表する民謡"白保節"に謡われる「ゆらてぃく」という言葉は、「寄ってらっしゃい」「ともに集おう」など、歓迎の意や村人の和を表すものと解釈できます。

「ゆらていく」は、白保節を最も印象づける歌詞であり、かつ、白保人気質(さぶぴいとうかたぎ)を表した言葉でもあることから、本憲章の冠名として位置づけました。

白保人は、古来より勤勉であり、村人の団結心は強く、様々な行事や村事(むらごと)に一致結束して取り組み乗り越えてきた歴史があります。特に友人・同級生などは固い絆と友情で結ばれています。

その一方で、白保人は、外来者や移住者を受け入れてきた 寛容さや友好さを併せ持っています。白保古来の文化風習を 守りつつ、外来文化を取り入れ独自の文化へと昇華させてきた 進取の気質と文化的感性のある集落でもあります。

このように白保人は、勤勉・寛容さ・友好さ・文化的感性・団結心・友情心などに富んだ特有の気質があり、この白保人気質はこれまで世代を超えて受け継がれており、将来も守るべき精神的遺産といえます。

そこで、本憲章では、白保人の気質・精神性を白保節の歌詞に因んで「ゆらていくの心」または「ゆらていく精神」と表現することとします。

白保の文化を守り、未来につなげます

◆白保固有の芸能の保存・継承

- 豊年祭、稲の一生、棒術、獅子舞などの保存・継承を図ります。
- •白保に関する民謡の歌い方の統一を図ります。
- •舞踊の白保独特の手を保存、継承します。
- 道アンガマの仕来たりを守り、次世代へ継承します。
- •遊び歌を普及・継承します。
- •協和会などを中心に、古謡を普及・継承します。

◆芸能の集落の継承・発展

- 大衆芸能を広めるための活動をします。
- •白保の研究所が一堂に集まる白保芸能発表会を開催します。
- •老人会、協和会を中心に若い人たちに芸能を継承する組織 を作ります。

◆白保の風習•祭事の保存•継承

- •古来から伝わる祭事・行事の保存・継承を図ります。
- •地域の言葉、方言を大切にします。
- •白保方言事典を作成します。
- •移住者、アパートの入居者への白保の風習に関する理解・協力を呼びかけます。

◆白保の文化遺産の整備・保存

- •地域の文化財を指定し登録を行い、周辺の整備を行います。
- •白保に伝わる文化財を収蔵展示する資料館を整備します。

◆白保文化の創造・発信

- •地域活動を通じて新しい白保の文化を創造します。
- ゆらていく祭を継続開催し、白保村の文化を広く発信します。









世界一のサンゴ礁を守り、自然に根ざした暮らしを営みます

◆身近な自然環境の保全

- •村民が共同して、海、陸の自然を守ります。
- •防風林や保安林を保全し、美しい花と緑あふれる集落を つくります。
- 海岸植生などを守り、多様な生物の生息環境を保全します。
- ・赤土の流出を防ぐため、村民が協力して、グリーンベルト 整備などに取り組みます。
- •集落内では除草剤を使わないなど、農薬、除草剤の使用量を軽減する取り組みを進めます。



◆環境の復元・改善

- 家庭ゴミヤ粗大ゴミなどの投棄を行わない、行わせないようにします。
- 農作業から出る廃棄物なども投棄せず、適切な処理を 行います。
- •ゴミやタバコのポイ捨てを禁止し、きれいな村を作ります。
- •犬の放し飼いを禁止し、清潔な村をつくります。
- •定期的な海浜の清掃活動に、村を上げて協力・参加します。
- •防潮林の伐採などを行わず、植樹・管理をすることで健全な防潮林の復元を図ります。



◆自然の持続的な利用

- •地域の人々が白保のサンゴ礁と触れ合う機会を設けます。
- ・自然体験や環境学習の機会を設け、地域の人々の環境保全意識を高めます。



石垣、赤瓦、福木を愛し、 きれいな街並みをつくります

◆景観の保全・創造

- 美しい花と緑あふれる街並みをつくります。
- •石垣、生垣、植栽など落ち着きのある街並みをつくります。
- •ンマガミチ、カンヌミチを優先整備地区として、調和の取れた落ち着きのある街並みを創造します。
- •屋敷林の保全に向けた普及・啓発に取り組みます。
- ・解体する家の瓦や木材をストックし、集落内で再利用する ことのできる仕組みをつくります。
- •福木の落ち葉、実の掃除の方法なども協力して取り組んだり、石垣をユイマールで積むなど、村中で協力して街並みの手入れを行います。



- 伝統的な赤瓦家の住人の意識や課題などを把握し保全を呼びかけます。
- 由緒ある屋敷などが手放されている現状を踏まえ、保全のための基金づくりやユイマールでの保全を検討します。
- •景観法における地区指定など補助金制度を活用し、保 全に向けた資金の確保を図ります。
- •特に重要な家・屋敷は文化遺産として保全します。
- •赤瓦の家の補修、改修の技術を継承します。

◆新築住宅と集落景観の調和

- 土地や家屋の売買を行う際、事前に公民館に相談する 仕組みをつくります。
- ・既存の集落に調和した新築住宅のガイドラインづくりを進め、不動産業者や石垣市に周知徹底 します。
- •家を新築するときは、白保の景観に配慮し石垣、福木、 赤瓦を採用するなど、周辺の景観との調和に留意します。

◆字白保の広域的な景観保全

- 真謝井戸節に歌われる与那岡からの眺めを守ります。
- •景観区域の指定に向けて村内での協議を開始します。
- •海からの景観にも配慮し、海岸線、海岸林の保全や高い建物の建築制限などを行います。
- •緑の景観を維持するため屋敷林や御嶽、保安林、海岸林の保全を進めます。
- •ネオンサインや極彩色の看板などの設置を行わないように働きかけを行います。







恵まれた自然を活かし、 村を支える地場産業を育成します

◆農村集落としての農業の継承・発展

- •農業振興に関する勉強会を開催します。
- •遊休農地を有効利用、集約化する方策を検討します。
- •農業廃棄物の処理や堆肥の利用促進など循環型農業への転換方策を検討、推進します。
- •消費者ニーズに合った農業への転換を図り、経済性の高い農業を確立します。
- •後継者の育成を図り、農村集落としての誇りを受け継ぎます。
- •農村集落として発展してきた土台を生かした村づくりを進めます。
- •農産加工施設の整備や農産物の直売施設の整備などを進めます。



◆魚湧く海を活用した地域産業育成

- 漁業についてのルールづくりを進めます。
- •漁業資源の管理と再生へ村を上げて取り組みます。
- •水産加工施設や直売施設の整備などを進めます。
- •観光業についてのルールづくりを進めます。
- •静かな農村集落と観光の両立を図ります。
- •白保魚湧く海保全協議会への積極的な協力・支援を 行います。
- •白保の垣(カチ)を復元し、水産業の文化遺産として維持・管理を行います。



◆あらたな地場産業と地域内での雇用創出

- ・自主的な取り組みを育成し、地域の特産品づくりを進めます。
- (仮称) 白保特産品組合などを組織し、農産加工品、 工芸品、郷土料理などの特産品づくりを進めます。
- •特産品の加工に関する許認可の取得や白保ブランドの 確立を図るとともに加工施設の整備を進めます。
- •白保日曜市などの取り組みを継承・発展させて、特産品の販売拠点を整備します。
- •伝統的な工芸品の原料や郷土料理の食材を確保する ため自然環境の保全・再生へ取り組みます。



地域の教育力を高め、 次世代を担うたくましい子どもを育てます

◆地域の教育力の向上

- •幼小中PTAを連携し、班別PTAを活性化します。
- ・子どもたちを地域行事に積極的に参加させ、地域文化 や自然に触れ合う機会を作るとともに目上を敬う心を育 みます。
- •小中学校の地域人材リストに積極的に登録をし、学校教育への地域人材の活用を進め、学社連携を図ります。
- •学校評議委員制度を活用し、学校運営を積極的に支援・協力します。
- •地域の社会教育団体を育成し、活動を支援します。



◆青少年の健全な育成

- •風紀を乱し、青少年への影響を与えると考えられるパチンコ店やカラオケボックス、ゲームセンターなどの出店を抑制します。
- 声かけ運動の推進など子どもと関る運動を進めます。
- •白保中学校区生徒指導連絡協議会活動を推進し、 青少年の健全育成を図ります。





スポーツや健康づくりに励み、 心と体の健やかな長寿の村をつくります

◆心と体の健康作りの推進

- •公民館体育部が中心となった生涯スポーツ活動の支援、促進。
- ・歩け、歩け運動の推進(夜間の小中学校運動場の開放、照明の設置、護岸端の道の整備など)。
- •地元の素材を活かした健康食づくりを進めます。
- •育児サークルや世代間交流の場づくりなど、白保で暮らす人々が知り合い、助け合い、楽しむことのできる活動の推進や施設の整備を進めます。
- ・生活習慣病予防等の講演会を開催し、健康作りへの 意識を高めます。



◆命どう宝の精神の普及・啓発

- •年長者を敬う心を育成します。
- 高齢者と触れ合う機会を設け、先人の知恵や生き方を学び命の大切さを学ぶ運動を広げます。





ゆらていくの心で団結し、平和で、安全な 世界に誇れる白保村をつくります

◆ゆらていくの心の継承

- ・誰とでも友好的な関係を築くゆらていくの精神を大切にします。
- •白保人の気質、白保の精神としてのゆらていくの心を継承します。
- •仲間や団結心を大切にする風土を継承します。

◆新規住民の白保自治活動への参加、協力の仕組み構築

- アパートの入居基準を設け、家主や不動産業者に周知・徹底を図るとともに、入居者に地域の 行事や自治会活動に積極的に参加することを義務づけるよう働きかけます
- •集落外部から村に移住してくる方々への公民館活動やゆらていく白保村づくりへの協力を呼びかけます。
- •公民館として入居者へ村の風習などを伝える文書を配布する。
- 公民館総会に新規住民は積極的な参加を促し、村民に紹介するようにする。

◆安心、安全な村づくり

- •公民館治安部を中心にPTA、青年会、協和会等各団体が連携し、治安の維持に努めます。
- •社会を明るくする運動を推進し、平和で心豊かな村づくりを進めます。
- •住民同士が顔見知りになることで安心して暮らせる地域をつくるため地域行事への参加・協力を 積極的に進め、地域内の連携を強めます。

◆防犯の推進

- ・防犯灯の設置を推進します。
- 声かけ運動を推進します。
- ・太陽の家を積極的に活用し、子どもを事件、事故から 守ります。

◆防災の推進

- •防風林、保安林、防潮林を保全し、災害に強い村づくりを進めます。
- •協和会消防班、消防団などと連携した防災活動を 推進します。

◆交通安全の推進

- •協和会による交通安全運動を推進します。
- •駐在所と連携した交通安全講習など交通安全意識の高揚に努めます



ゆらていく白保村 白保村へおこしの皆さんへ

石垣や赤瓦が残り、フクギの緑が美しい石垣島・白保集落。ここは古くからの農村集落であり「観光リゾート」ではありません。世界一のアオサンゴ群落で有名なサンゴ礁の海も「指定海水浴場」ではありません。

皆さんが白保に魅力を感じて遠くから来ていただいたことは、白保に暮らす私たちにとっても、とても嬉しいことです。しかし、その一方で、日々の暮らしの場に見ず知らずの多くの方が入ってこられることに不安を感じていることも事実です。

私たちの昔ながらの静かな暮らしを守るとともに、白保 集落におこしいただいた皆さんに快適に気持ちよく滞在し ていただくために集落内でご注意いただきたいことをまと めました。

皆さんの白保での滞在がよい思い出になることを願います。



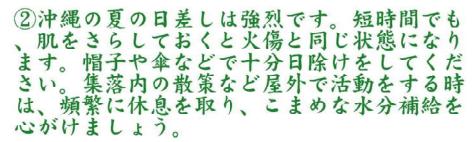






白保公民館 白保魚湧〈海保全協議会

白保で注意していただきたいこと



④タバコや空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てはやめましょう。自分が出したごみは捨てずに宿まで持ち帰りましょう。

⑤白保内の動物や植物は絶対にとらないようにして下さい。浜や林の植物や海藻は、郷土料理や伝統民具の材料になる白保の財産です。天然記念物など貴重な生物の保全にご協力ください。

⑥集落内では、お年寄りや子供たちが主役です。自動車での通行は常に最徐行運転でお願いします。自動車を駐車する際は、人の敷地を避け、通行の邪魔にならないところに駐車しまう。わからない場合は、地域の人に場所を確認してください。









祭りのときに 注意していただきたいこと

- ①白保は伝統文化を大切にする集落です。村では年間を通じて様々な祭りや催し物がありますが白保の人々の風習や文化への配慮を忘れずに、節度を持って参加・見学して下さい
- ②集落内で行われる神事や祭事は観光のための見世物ではありません。特に、御嶽や拝所での行事は、人々にとって神聖なものです。 許可無く御嶽や拝所に入らないよう注意して下さい。
- ③白保集落の皆さんは祭りへの参加・観覧のためにご祝儀を包んでいます。観光客の皆さんが案内や許可を得て観覧する場合でも心付けを忘れないようにして下さい。
- ④毎年旧暦5月4日に開催される白保ハーリーは、白保ハーリー組合主催のお祭りです。 観光客の皆さんも観覧していただくことは出来ますが、受付を済ませた上でお入りください。
- ⑥近年、豊年祭を写真やビデオに撮影するために村の人たちの前をさえぎる方が多数見受けられます。写真撮影の際のマナーに気を付けて下さい。報道関係者や取材をご希望される方はあらかじめ白保公民館に申し出てください。



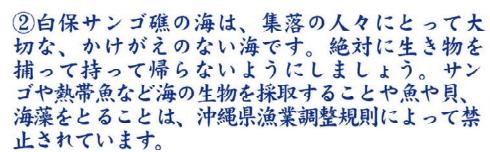






海で遊ぶ時に 注意していただきたいこと

①白保の海は海水浴場ではありません。潮の干満や潮流などによる危険な場所や危険な生き物がいます。海での遊泳は自己責任でご利用ください。安全に白保の海を楽しみたい方は、白保魚湧く海保全協議会加盟のグラスボート、シュノーケルツアー、エコツアーに参加してください。





- ④体調不良や二日酔い、寝不足などの時は、海水浴やシュノーケルは行わないようにしましょう。
- ⑤海岸での焚き火や浜への自動車の乗り入れは 、海浜の生物の産卵や繁殖、生息に影響を与え ます。焚き火や自動車の乗り入れは行わないよ うにしましょう。
- ⑥津波警報、津波注意報が発令されたら急いで 避難しましょう。防災無線を聴き逃さないよう に注意しましょう。避難場所は、宿の人に確認 してください。









白保魚湧<海保全協議会 ^{規約}



2005年7月15日 承認

1. 白保魚湧<海保全協議会 設立趣旨

白保サンゴ礁は、北半球最大のアオサンゴ群落をはじめとする 世界的にも貴重なサンゴ礁生態系です。また、沿岸で暮らす白保 住民にとっては、「魚湧く海」、「宝の海」、「海が育ての親」と言われる生活と切り離すことの出来ない大切な海となっています。

白保魚湧く海保全協議会は、海とともに暮らしてきた先人の生活文化に敬意を表し、伝統的なサンゴ礁の利用形態を維持・発展させるとともに、集落をあげて白保の海とその周辺の自然環境・生活環境(以下、サンゴ礁環境という。)の保全と再生を図り、適切な資源管理を進めることで地域の持続的な発展に寄与することを目的として設立したものです。

なお、本協議会はあくまでもサンゴ礁環境の維持・向上とその利用による白保地域の活性化を目的としたものであり、政治的活動を目的とするものではありません。



2. 白保魚湧<海保全協議会 設立発起人

2005年4月28日の「白保サンゴ礁の保全と利用に関する報告会」の出席者全員によって、白保サンゴ礁の保全と利用について村全体で取り組むための協議会設置の必要性が確認され、今回の協議会設立に至りました。

```
1. 白保公民館
        白保公民館長
    五郎
 川平
    圭昇
        白保公民館副館長
 金嶺
2. 白保ハーリー組合
    常和
        白保ハーリー組合長
 山城
        白保ハーリー組合書記・会計
 小林
    忠雄
 喜納
    利昌
 前泊
    敬旨
         (民宿ウスパレー)
 内原
         (民宿白保)
 平良
    正義
    浩久
 前里
 具志堅実
 当間
    元
    清
 平良
    智
 新城
    和樹
 本村
         (民宿船着場)
3. 遊漁船
 前里
    秀政
        民宿マエザト
 長間
    靖
        白保観光サービス
        ブルーコーラル
    透
 平田
4. 民宿
    良子
        民宿船着場
 本村
 長島
    玲子
        民宿環礁&アトル
    究
 前津
        民宿さんご星
5. 観光業
棚原 哲雄6. 白保字民
        自然塾 風音/石垣島エコツアー連絡会事務局
 長瀬
    匡範
7. 財団法人世界自然保護寄金ジャパン
    真仁
        WWF サンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村
 上村
        WWF サンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村
 前川
```

鈴木

WWF サンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村

3. 白保魚湧<海保全協議会 役員

役職 氏名 所属(役職など)

顧 問 内原 克 白保ハーリー組合、民宿ウスパレー

会 長 山城 常和 白保ハーリー組合組合長、白保老人会長、

白保公民館審議委員

副会長 小林 孝 白保ハーリー組合書記・会計、白保公民

館審議委員

理 事 川平 五郎 白保公民館長

金嶺 圭昇 白保公民館副公民館長

本村 良子 民宿船着場 新里 昌俊 遊漁船

当間 元 白保バーリー組合員

棚原 哲雄 八重山自然塾・風音

多宇 久美子 白保婦人会長、農業委員、白保公民

館審議委員

新里 昌央 白保青年会長、白保公民館審議委員

石垣 憲祐 畜産組合長前盛 善宣 白保農家

監事 宮良 操

事務局

事務局長 上村 真仁 WWFJ しらほサンゴ村

前川 聡 WWFJ しらほサンゴ村

4. 白保魚湧<海保全協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、「白保魚湧く海保全協議会」(以下この規約に おいて「協議会」という)とする。

(目的)

第2条 本協議会は、白保の海とその周辺の自然環境・生活環境(以下、白保サンゴ礁環境という。)の保全・再生とサンゴ礁資源の持続的な利用による地域振興の両立を図ることを目的とする。

なお、本協議会はあくまでも白保サンゴ礁環境の維持・向上と その利用による白保地域の活性化を目的としたものであり、政治 的活動を目的とするものではない。

(業業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1. 白保サンゴ礁環境の適切な利用に関する自主ルールの策定
 - 2.白保サンゴ礁環境の保全・利用に関する普及・啓発活動
 - 3.白保サンゴ礁環境の保全・利用に関する情報の収集及び提供
 - 4.白保サンゴ礁環境の保全・利用に関わる調査・研究の実施
 - 5.白保サンゴ礁環境の保全・利用に資する共同事業の実施
 - 6.白保サンゴ礁資源の持続的な利用に向けた研修会・講習会の実施
 - 7.その他協議会の目的を達成するために必要な事業
 - 8.前号の事業に附帯する事業

(事業費)

- 第4条 本会の活動にかかる事業費は、次にあげる収入を持ってこれに 充てる。
 - 1 会費
 - 2.寄付金品
 - 3.事業に伴う収入
 - 4 資産から生ずる収入
 - 5.その他の収入(助成金や補助金など)

第2章 会員等

(会員)

- 第4条 協議会の会員たる資格を有する者は、白保サンゴ礁環境の保全と資源管理の推進に係わる団体又は個人で、次に掲げる者とする。
 - 1.白保公民館員(字白保居住者)
 - 2.白保ハーリー組合員

- 3.白保サンゴ礁海域で漁業を営む個人
- 4.白保サンゴ礁海域を利用して観光業を営む個人・団体
- 5.白保サンゴ礁環境の保全・再生に関する事業を行う団体
- 6.協議会の趣旨に賛同し、理事会での承認を得たもの

(入会)

- 第5条 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会での承認を得るものとする。理事会は、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。
 - 2.会長は、前項の者の入会を認めないとき、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、年会費(1,000円)を納入しなければならない。 (拠出金品の不返還)

第7条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするとき退会届を会長に提出して任意に 退会することが出来る。

(除名)

- 第 10 条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議 決により、これを除名することが出来る。
 - (1) 会員としての義務に違反したとき。
 - (2) 協議会の名誉をき損し、又は、協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき。
 - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

第3章 役員等

(種別及び定数)

- 第11条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 16人以内(会長、副会長を含む。)
 - (2) 監事 2人
 - 2.理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(選任等)

- 第 12 条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。
 - 2.会長及び副会長は理事の互選とする。
 - 3.役員は、団体たる会員にあってはその代表者又は代表者が委任する者の中から選任することができる。
 - 4.理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
 - 5.会員たる資格の別により、役員の選出人数を次の通り定めるものとする。ただし、複数の資格に重複する場合は、いずれか一つの代表として選出する。

(1) 白保公民館役員	2名
(2)白保ハーリー組合	3名
(3) 遊漁船業者	1名
(4) 民宿	1名
(5) 農業委員	1名
(6) 白保婦人会	1名
(7) 白保青年会	1名
(8) 白保畜産組合	1名
(9) 白保農業者	1名
(10) 第4条、第5項及び第6項に定められた会員	4名以内

(職務)

- 第13条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
 - 2.副会長は、会長を補佐して会務を掌握し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3.理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。
 - 4.監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に 報告する。

(任期等)

- 第 14 条 役員の任期は、団体の代表者や役職による理事にあってはその任期とし、それ以外の役員は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2.補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3.役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。

(顧問、相談役)

- 第 18 条 協議会に、事業及び運営について助言を得るため、顧問、相談役を置くことができる。
 - 2.顧問、相談役は、協議会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3.顧問は、理事会の諮問に応じ、協議会の運営に関し意見を述べる。
 - 4.相談役は、協議会の推進に関して会長の諮問に答える。

(事務局)

- 第 19 条 協議会の事務を処理するために、事務局長及びその他の職員を置く。
 - 2.協議会の事務局は石垣市白保字 118 (WWF サンゴ礁保護研究センター内) に置く。
 - 3.事務局長及び事務局職員は、会長が任命する。

第4章 総会

(種別)

- 第20条 総会は、この協議会の最高議決機関とする。
 - 2.協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は会員をもって構成する。

(機能)

- 第22条 総会は以下の事項について議決する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) 役員の選任又は解任
 - (6) 事務局の組織及び運営
 - (7) その他協議会の運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第 13 条第 4 項の規定により監事が、監査報告のために召集があったとき。

(召集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
 - 2.会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3.総会を招集するときは、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の5日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(議長)

第25条 総会の議長は、事務局がこれに当たる。

(定足数)

- 第26条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。
 - 2.委任状が提出された場合、この会員を出席とみなす。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2.総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2.やむを得ない理由により、総会に出席することができない会員は、 あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は 代理人として出席した者に表決を委任することができる。
 - 3.この場合において、前2条の適用については出席したものとみなす。
 - 4.総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名 人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

- 第31条 理事会は、この規約で定めるもののほか、以下の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の 3 分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(召集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
 - 2.会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3.総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに 日時及び場所を示して、開催の7日前までに文書をもって通知し なければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、事務局がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会の議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2.理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2.やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 団体の代表者にあっては、代理人として出席した者に表決を委任することができる。
 - 3.前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
 - 4.理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2.議事録には、議長及びその会議において選任 された議事録署名 人 2 名以上が署名押印しなければならない。

(委員会)

第38条 協議会に、第3条に定める事業を遂行するため、理事会の議を経て、委員会を置くことができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 協議会に関する資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第41条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 42 条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立 しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日ま で前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2.前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。 (予備費の設定及び使用)
 - 第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。
- 2.予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。 (予算の追加及び使用)
 - 第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第 45 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

- 第 46 条 協議会の事業報告、決算及び財産目録は会長が作成し、監事の監査を得て、第 20 条第1項に定める通常総会において承認を得なければならない。
 - 2.決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第47条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余予算の処分)

- 第48条 協議会は、次の各号に掲げる事由により解散する。
 - (1) 協議会の目的が達成されたとき又は達成が不可能となったとき。
 - (2) 総会において会員の4分の3以上の同意があったとき。
 - (3) 解散のとき存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決定する。

第8章 雜則

(細則)

第 49 条 この規約の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、 会長がこれを定める。

(附則)

- (1) この規約は、平成17年7月15日から施行する。
- (2) 協議会設立当初の役員は、第 11 条の規定に係わらず設立総会の 定めるところによるものとし、その任期は、団体の代表や役職に より役員となったものを除き、第 14 条第 1 項の規定に係わら ず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 協議会の設立当初の事業年度は、第45条の規定に係わらず、設立総会開催日から平成18年3月31日までとする。
- (4) 協議会の設立当初の事業計画及び予算は、第41条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。
- (5) 第5条の規定に係わらず、協議会設立の日までに入会承諾書の 提出を行った者は、協議会設立の日をもって会員となったものと する。

白保魚湧<海保全協議会 入会申込書

自保魚湧く海保全協議会 会長 山城 常和 殿 私は、白保魚湧く海保全協議会の趣旨に賛同し、その活動に 参加いたしたく、本書面をもって入会の申し込みをいたします。 申込者氏名 住所 電話番号

協議会で取り組みたい活動があればご記入ください。

白保魚湧<海保全協議会 退会届

白保魚湧く海保全協議会 会長 山城 常和 殿

私は、一身上の都合により白保魚湧く海保全協議会を退会いたしたく、本書面をもって退会を届け出ます。

申込者氏名

住所

電話番号

白保サンゴ礁観光事業者 の自主ルール

2006年6月策定

1. 白保サンゴ礁海域で観光業を新たに営む際のルール

- (1) 新規に白保サンゴ礁海域で観光業を営もうとする者は、沖縄県条例 29 条 (水上安全条例) に基づきプレジャーボート提供業者等の届出を行わなければならない。同条例では水難救助員の配置が求められていることから、 各事業者は自ら資格基準を満たすか、資格基準を満たした従業員を雇用し 業務にあたらなければならない。
- (2)(1)項に掲げた県条例に加え、該当する全ての法令や条例を遵守しなければならない。
- (3) 新規に白保サンゴ礁海域で観光業を営もうとする者は、白保の既存事業者のもとで自ら2年以上のサンゴ礁観光ガイドやエコツアーガイドの実務経験を積むか、実務経験のある船頭、ガイドを雇用しなければならない。
- (4) 新規に白保サンゴ礁海域で観光業を営もうとする者は、事業内容、事業規模などを定めた事業計画書を協議会へ提出しなければならない。
- (5) 新規に白保サンゴ礁海域で観光業を営もうとする者は、理事会での承認を得て、協議会の会員とならなければならない。協議会は、(4)に基づき提出された事業計画書を理事会・評価機関で審査し、事業規模などに対する指導・助言を行う。協議会の会員が新規に事業を行おうとする場合も理事会・評価機関の審査を経なければならない。
- (6) 白保サンゴ礁海域で観光業を営む者は、白保サンゴ礁海域で観光業を営む際のルールについての講習会に参加し、正しくその内容を理解した上で、ルールを遵守しなければならない。
- (7) 白保サンゴ礁海域で観光業を営む者は、安全確保やサンゴ礁保全に関する事前研修に参加し、適切な知識と技術を身に付けなければならない。
- (8) 白保サンゴ礁海域で観光業を営む者は、協議会の付託する評価機関の指導に従う意思のある旨、覚書を協議会との間で締結しなければならない。

2. 白保サンゴ礁海域での観光事業者のルール

2-1.安全確保のためのルール

- (1)安全監視を適切に行った状況で、白保サンゴ礁を楽しんでもらいます。
 - ◆ 観光客などからのサンゴ礁観光の問い合わせに対しては、協議会加盟の 遊漁船やエコツアーなどへの参加を促します。
 - ◆ 安全監視がない状況下でシュノーケルが行われないよう有償・無償に関わらず機材の貸出しのみを行うことを禁止します。
 - ◆ カヌーなど海で使用する道具についても、安全監視がない状況下で機材の貸出しのみを行うことを禁止します。
 - ◆ どうしても単独で海に行く人には、安全やサンゴ礁保全に対する注意を 喚起するとともに、自己責任で行うよう説明します。
 - ◆ 安全監視を徹底するとともに、参加者の異常時に直ちに救助できる装備・機材を供え、水難救助法などの身に付けます。
- (2)海での活動の注意事項や安全対策についての普及・啓発活動を行います。
 - ◆ 海での注意事項や安全への関心を喚起するための看板の設置やリーフレットの作成・配布を行います。
 - ◆ 民宿や待合室に、シュノーケルの方法などのビデオやリーフレットを置くなど、観光客が安全意識を高めるための環境づくりを行います。
- (3) 海へお客さんを連れて行くときは、事前に充分な説明・講習を行います。 ①シュノーケリング機材の説明及びシュノーケリング技術の講習を行います。 す。
 - ◆ 事前に参加者の体調を確認し、無理をしないように指導します。
 - ◆ シュノーケリングクリア、マスククリアの方法を指導します。
 - ◆ 足ひれの正しい使い方を指導します。
 - ◆ 体格や体力に応じた機材を使用するよう徹底します。
 - ◆マイクロアトールなど立てる場所の説明を事前に行います。
 - ◆ 危険生物などに対する注意についての説明を行います。水中ではサンゴ、 生き物に船頭・ガイドの許可なしで絶対に触らないよう指導します。
 - ◆ 事前の講習でシュノーケリングが出来ないと判断した場合は、船上から の遊覧を行うようにします。
 - ②カヌーの操船技術の講習を行います。
 - ◆ 事前に参加者の体調を確認し、無理をしないように指導します。

- ◆ カヌーの基本的な操船方法について指導します。
- ◆ 潮流など天候の状況を説明し、流されてしまったときの対処方法などを 説明・指導します。
- ◆ 事前の講習で操船が出来ないと判断した場合は、ガイドとペアーを組む など安全にカヌー体験が出来るよう配慮します。
- ③その他の海の活動を行う際にも、事前の解説・講習を充分に行います。
 - ◆ 事前に参加者の体調を確認し、無理をしないように指導します。
 - ◆ 潮流など天候の状況を説明し、安全に楽しめるよう指導する。
 - ◆ 危険生物などに対する注意についての説明を行います。水中ではサンゴ、 生き物に船頭・ガイドの許可なしで絶対に触らないよう指導します。
 - ◆ 潮汐時間を確認し、安全に楽しめる時間を伝えます。
 - ◆ 釣り、ウィンドサーフィン、サーフィン、ジェットスキー、ワタンジ歩き、漁体験などそれぞれの活動に応じた安全対策、万が一の措置について参加者に充分に周知します。
- (4) 遊漁船 (動力船) の装備や操船は、観光客の安全に配慮したものとします。 ①船の定期的な整備や航行前の安全確認を行います。
 - ◆ 船検などの法律で定められた定期的な整備を行います。
 - ◆ ねじやその他の突起物などの確認をし、怪我につながるものは改善します。
 - ◆ 屋根や階段などの取り付け具合を事前に確認します。
 - ②船の乗り降りが安全・快適に行えるように配慮します。
 - ◆ 事故防止のため、船の乗り降りをし易いような階段をつけます。階段の 角度や幅などを安全なものとします。
 - ◆ 上下船時は、観光客が安全に乗り降りできるよう介助を行います。
 - ◆ 海に入った直後の安全を確保するため船腹につかまることの出来る手 すりやロープを設けるなど、適切な装備を用意します。
 - ③通航ルールを定め、これを守ります。
 - ◆ 遊泳が可能な範囲では特に注意して航行します。
 - ◆ 急発進、急加速、急回転を禁止します。
 - ◆ 非動力船とすれ違い、追越をする場合は速度を落とし、安全な距離を保 ちます。

- (5)海での安全に配慮した服装・装備を準備し、その着用を義務付けます。
 - ◆ 予約の際に、日焼や怪我防止のためのTシャツ、ラッシュガードなどの 着用の必要性について説明を行います。
 - ◆ 日焼けやサンゴなどによる怪我の危険性を説明し、参加者に T シャツ、 ラッシュガードの着用を勧めます。
 - ◆ 浮力確保のためウエットスーツもしくはライフジャケットの着用を義 務付けます。
 - ◆ 受け入れ可能な観光客の体格、人数に応じたウエットスーツやライフジャケットなどの浮力体を備品としてそろえます。
- (6) 適切な機材をそろえ、道具が原因となる事故を防ぎます。
 - ◆ 予約の際に、機材やウエットスーツなどの持参の有無を確認します。
 - ◆ 観光客の体格、人数に応じた機材をそろえます。
 - ◆ 劣化や故障は事故の原因となるため、定期的な保守点検を行います。
- (7)海に出る直前にポイントについての説明を再度行い、安全対策について確実に参加者に理解してもらいます。
 - ◆ 船から下りる際に、どのようなルートで泳ぐのかを具体的に説明します。 その際に、立てる場所を指示します。
 - ◆ シュノーケル技術などを再度確認し、安全に楽しむ留意点を参加者に伝えます。
- (8) 万が一に備え緊急時の対応について準備します。
 - ◆ 緊急時になって慌てないよう従業員の対応についてマニュアルを策定 し、緊急連絡などの対応を確認します。
 - ◆ 酒気を帯びての操船やガイドは絶対に行わず、安全監視を徹底します。
 - ◆ 緊急時の連絡が円滑に行えるように、海に出るときは携帯電話や無線を 用意します。
 - ◆ 船頭及びガイドは、一年に一度、普通救命救急講習を受講します。また、 協議会が主催する海上安全講習や日本赤十字社が実施する水上安全法 の救助員養成講習を受講します。
 - ◆ 船上からの声が届かないことがあるため、緊急時の連絡用としてホイッスル(笛)を常備し、参加者への連絡などに使用します。
 - ◆ 救急時の搬送方法について、海上保安庁、消防などへ事前に連絡し、万 一の事故に備えます。

- ◆ 参加者一人一人に適用できる保険に加入します。
- (9) 事故が起こった場合は適切な対応を図ります。
 - ◆ 事故者を引率していた事業者は、適切な救命救急処置を行います。
 - ◆ 事故現場に遭遇した事業者は、救命救急や緊急連絡など、他の観光客の 安全確保などへ積極的に協力します。
 - ◆ 海上保安庁(118)、消防(119)への速やかな連絡を行います。
 - ◆ 事故者を引率していた事業者ならびに事故を目撃した事業者は、協議会 事務局に事故の内容についての報告を行います。

2-2.サンゴ礁環境保全のためのルール

- (1)観光客が快適に滞在できるよう美しい浜や海を守ります。
 - ◆ 船頭、ガイドは嫌煙者への配慮として船上での喫煙を自粛します。
 - ◆ 観光客が喫煙を希望する際は、他の客の了承を得てから許可し、吸殻の 始末をしっかりと行うよう指示をします。
 - ◆ 観光事業者は、海浜部での喫煙も自粛し、吸殻のポイ捨ては絶対に禁止 します。
 - ◆海浜や防潮林へのゴミのポイ捨ては禁止します。
 - ◆ 船舶上下架場所以外での砂浜への車両の乗り入れを自粛します。
- (2)海浜の自然環境の保全に努めます。
 - ◆ ごみは必ず持ち帰り、来たときよりもきれいにします。
 - ◆ 植物や生物をむやみに採取せず、生息環境の維持・保全に努めます。
 - ◆ 海ガメの産卵への影響がある場所への自動車の乗り入れを禁止します。
 - ◆ 海ガメの産卵などへの影響があるため、夜間の浜での焚き火を禁止します。
 - ◆ 護岸の上は住民の散歩の場所となっているため、自動車の駐車や走行は 行わないようにします。
 - ◆ 船着場周辺部で車を駐車する際は、船の上げ下ろしや他の通行の邪魔に ならないようにします。
- (3) 遊漁船 (動力船) の航行による環境への影響を小さくするよう努力します。
 - ◆ 船舶のアイドリングや空ぶかしを禁止します。
 - ◆ 新しく船舶を導入する際はガソリンエンジン (無鉛ガソリン) を選びます。
 - ◆ ディーゼルエンジンの燃料は重油ではなく軽油を使用します。

白保魚湧く海保全協議会

- ◆ 船底等(エンジンルーム等の艤装関係)の汚水を船外に捨てません。
- ◆ 安全性の高い船底塗料を使用します。
- (4) 観光事業者自らが行動してサンゴへの過剰な負担を減らします。
 - ①一つのポイントに観光客が集中しないようにします。
 - ◆ 業者間で話し合いをし、観光ルートを設定します。
 - ◆ 一定以上の観光客が入っている場合は、後から来た船は、別のポイント に移るか、先に来た船が移動するまで待って利用します。
 - ◆ 観光や観光汚染などの要因による影響が著しいポイントは休ませるなどサンゴの回復を促します。
 - ②干潮時のシュノーケルはサンゴ礁への影響が大きくなります。参加者の 安全確保のためにも干潮時間帯の観光は自粛します。
 - ◆ 出航は最干潮時間帯を避け、観光客が余裕を持って泳ぐことの出来る時間に行います。
 - ◆ 潮位の低いときはアオサンゴ群落の中など観光客がサンゴに接触しや すい場所を避け、別のポイントでの観光を行います。
 - ◆ 潮位の低いときはフィンキックの際にサンゴをおる可能性が高まるためシュノーケルの上級者を対象に少人数での観光に限り実施します。
 - ③事前に立つ訓練を行い、立ってよい場所を的確に指示します。
 - ◆ シュノーケル時の海中での立ち方について徹底的に訓練を行います。
 - ◆ 海中で立ってよい場所についての説明を行う。
 - ◆ ポイントでは、立てる場所を観光客に判断させるのではなく、ガイド、 船頭が具体的な場所を指示します。
 - ◆ 協議会で立ってよい場所を決めてそこに目印としてブイを設置します。
 - ◆ エントリー後、直ぐにマイクロアトールの上に立つことが出来る場所か、 充分な水深があり、エントリー時にサンゴを傷つけないように配慮して 船を泊めます。
 - ④アンカリングによるサンゴへの影響を無くします。
 - ◆ アンカーを投げ入れる際は、サンゴへの影響が無い場所へ投げ入れます。
 - ◆ 砂地などサンゴへの影響の無い場所への水中ブイの設置を検討します。
 - ◆ 将来的にはアンカーの投錨は自粛し、海底から立てた係留杭を使用する などアンカリングによるサンゴへの影響をゼロにします。

白保魚湧く海保全協議会

- (5) サンゴへの影響を避けるために観光客一人一人が出来ることを指導します。
 - ①フィンキックの際に誤ってサンゴを破損しないように指導を徹底します。
 - ◆ 立ち泳ぎの際にサンゴを破損しないよう注意を喚起します。
 - ◆足ひれは短く、柔らかいものを装備します。
 - ◆フィンの使い方が未熟な観光客には、フィン無しでの遊泳を指導します。
 - ②餌付けによる以下の影響を正しく理解し、餌付けを行わない、行わせないようにします。
 - ◆ 餌付けを行うと魚がそれらの食べ物に依存してしまい、ありのままの生態を観察することが出来なくなります。
 - ◆ 餌付けを行うとその餌を求めて本来その環境で生息しない魚が極端に 集まり、自然環境のバランスを崩す一因となります。
 - ◆ 餌付けを行うと白保サンゴ礁が本来持っている力を超える魚が生息し、 これがサンゴに大きなストレスを与えてしまうことになります。
 - ◆ 食品添加物の入った餌を与えると魚の健康に影響を与えることがあります。
- (6)海の中のものをむやみに持ち帰らないよう指導します。
 - ◆水中では絶対にサンゴ、生き物に触らないよう指導します。
 - ◆ サンゴの採捕は、沖縄県漁業調整規則により禁じられています。死んだ サンゴでも海中より採らないように指導します。
 - ◆ 折れたサンゴは再生可能です。折れていても持ち帰らないように指導します。
- (7) 観光資源としてのサンゴや熱帯魚、イソギンチャクなどの保護・保全に努めます。
 - ◆ 県の水産課や八重山漁協などと調整を図り、シュノーケル観光ゾーンなどでの熱帯魚やその他の魚貝類の採捕に関する制限を設けます。
 - ◆ シュノーケル観光ゾーンなどでの熱帯魚採捕者を見た場合は、協議会の ルールについて説明をし、ゾーンの外で採捕するよう指導します。
- (8) サンゴ礁の状況や利用の実態に基づき、保護と利用のためのゾーニングを 行い、これを守ります(なお、ゾーニングについては協議会のみでの設 置は困難であり、市や県、漁協などとの調整が必要である)。

白保魚湧く海保全協議会

- (9) 観光利用によるサンゴへの影響を把握する調査に協力します。
 - ◆ 観光利用による影響を調査するために、利用客数及び出港時間帯、利用 ポイントなどを記録し、事務局に定期的に報告します。
 - ◆ 評価機関が外部研究者とともに実施するモニタリング調査などに積極的に協力します。
 - ◆ 日常業務の中で気づいた自然環境の変化を協議会事務局に報告します。

2-3.観光事業者の意識・技術を高めるためのルール

- (1) 定期的に普通救急救命講習を受講します。
 - ◆ 年に一度は、スタッフ全員が普通救命救急講習を受講します。
- (2)各種研修会へ参加し、指導技術などの向上を図ります。
 - ◆ 協議会の開催する指導者講習会へ参加します。
 - ◆ 協議会の開催する救助訓練に参加します。
- (3)各種講演会・勉強会へ参加します。
 - ◆ 観光やサンゴ礁保全に関する講演会や勉強会へ参加し、白保サンゴ礁の 現状についての知識を身に付けます。

白保海域等利用に関する研究者のルール

■背 景

白保は村人の らしの場であり、また村内で行われる 事や 所など精 的に重要な場所が数多くあります。サンゴ礁の海もおかず りの場のほか、精 的な拠り所ともなっています。近年、白保への訪問者が増加しており、配慮の無い行動で不 快な思いをするケースが見受けられるようになっています。

白保には全国から多くの学生や研究者の さんがサンゴ礁や歴史、文化など実に様々な調査・研究に訪れています。白保の貴重な文化や自然の状況について専門家の さんに調査・研究していただくことは学術的な成果に加えて、村にとって地域の状態を記録にとどめることが出来るなど非常に重要であると考えています。しかし、地域へ 元される例はそれほど多くありません。

白保公民 では、白保村ゆらていく 章の策定や白保魚 く海保全協議会の活動など、コミュニティによる伝統文化、自然環境などの地域資源の持続的な管理が始まっています。 白保における村づくりの窓口が明確になっており、科学的な情報をコミュニティが受け入れるための基本的な枠組みが整備されています。

■目 的

本ルールは、調査・研究で白保を訪問する研究者の さんに、地域の らしに配慮し、 滑に調査・研究を進めていただけるよう白保集落としてご注意いただきたい事 を示したものです。白保での研究を希望する学生や研究者の さんにとっては、白保地域内で実施された調査・研究の概要など関連情報の収集を 滑にすることができ、また、白保の村にとっては白保の文化や自然環境の保全継承に調査・研究成果を 立てることが出来るなど、両者にとってメリットのある仕組みを構築することを目的としています。

■研究者の 様にお願いしたいこと

(1) フィールド調査に入る際の手続き

たちは、白保集落内はもちろんのこと海域を含めた地域内は白保共有の財産であると考えています。白保内で調査・研究を実施される場合は、白保公民 及び白保魚 く海保全協議会に別添様式1に沿って事前の 出(少なくとも一 間前まで、海域の掘削やボーリングなど大規模なものは、県や漁協などに申請を行う時と同時に)をして下さい。協議会に提出いただければ、白保公民 に連絡いたします。

白保公民 、白保魚 く海保全協議会では、 出に基づき必要に応じて集落内関係者 や海域を利用する漁業者や観光事業者などに対して調査・研究活動について周知し、 滑な実施に向けた調整・支援を行います。

出内容:調査概要(テーマ、実施主体、目的、方法、期間、設置物などの図面、公

的許可の必要なものは許可取得の状況、 け出内容の公表の可否など)

(2) 白保で滞在中・調査中に配慮していただきたいこと

①滞在中

白保滞在中は、"白保村ゆらていく 章" や"白保魚 く海保全協議会の観光事業者の自主ルール"、"白保へお越しの 様へ"などの各種ルール(白保魚 く海保全協議会 htt:// .a-.com/r /r .htm 参照)を 守していただきたいと考えています。また、調査・研究内容の説明等を求められた際は、素人でも分かるような平易な言葉での説明をお願いいたします。

②調査の実施

所や個人有地などへ無断で立ち入ることがないようにして下さい。不明な点等があれば白保魚 く海保全協議会事務局 (TEL:0980-84-4135) へ問い合わせしていただければ、確認・調整いたします。海面利用についてもブイや計測機器の海上、海底への設置、サンゴやその他生物等の採捕を行う際は、その場所・内容等の報告をして下さい。調査の際の 船やガイドを雇う場合は、なるべく白保地域内の事業者等を使用して下さい。(紹介・ 等は、白保魚 く海保全協議会事務局へ)

③調查終了時

調査・研究のために設置したものは調査者の 任の下に回収し、現状復 を行って下さい。

調査の全日程が終了後は、別添様式2に沿って調査・研究報告書を作成し、速やかに 白保公民 及び白保魚 く海保全協議会まで提出して下さい(提出窓口は、白保魚 く 海保全協議会事務局)。ただし、調査機器の交換やメンテなどで日程が短期間・不定期・ 複数回となる場合の提出方法については、あらかじめ白保魚 く海保全協議会事務局ま でご相 下さい。

(3)調査・研究の成果について

①情報・成果の共有

白保において調査・研究を実施して得られた成果について、論文、 要、学会発表、 その他文章などを公表(論やレポートなどを含む)し、成果物(別 またはコピー) を作成した場合、1部を白保魚 く海保全協議会に提出して下さい。

※ただし、調査・研究の成果を自の研究以外の用途(行物や などに使用する場合)に利用する場合は公表について白保公民 及び白保魚 く海保全協議会に確認して下さい。

②交流・成果の 元

白保公民 等から依 があった場合、白保住民向けの報告会やレクチャー(子供向けのものも含む)などに出来る限り協力をお願いいたします。

別添様式1

No.

白保集落及び海域における調査・研究								
実施 出書								
白保自治公民 公民 長								
白保魚 く海保全協議会 会長								
平成年月日								
住所								
電話								
名 ()								
ーニー								
記								
1. 実施期間 年 月 日 : ~ 年 月 日 :								
2. 実施代表者所属・ 名								
3. 人 数 性 <u>人</u> 性 <u>人</u> 学生(大学生以下)人								
5. A & LA LA FI (AFIST)A								
4. 調査・研究分野 () にご記入下さい。例:サンゴ礁・生態学								
5. 調査・研究区分								
研究者 / 学生 (D . M . 学部) / その他								
5. 調査方法(該当に〇)								
陸域での調査 / 海域での調査 / 集落民への聞き取り調査 その他()								
~ V) 他 (
6. 具体的な内容								
○過去の調査・研究について 初めて / 最近 年 月頃に実施								
○ 出情報の他研究者への公表の可否								
○ 出書提出先 実施 出書は、関係者への周知のため白保に入る一 間前までに白保魚								
く海保全協議会 事務局(WW サンゴ礁保護研究センター内)に、 送か、メールで								
お送り下さい。本 (済みのもの)は、白保に来られる際に、ご持参下さい。								
TEL:0980-84-4135 AX:0980-86-8865 E-mai :kamim ra .or.								

白保集落及び海域における調査・研究報告書

白保地域での調査・研究について下記の通り実施いたしましたので、報告します。

1.	実施期間	年	月	日	:	~	年	月	日	:
2.	代表者所属・名									
3.	調査・研究概要									
4.	研究結果、または予想され	いる成果	具等 (他	1研究者	への公開	可•不	可)			
5.	その他、感想・要望等(他研究	者への	公開	可・不可)					
**	白保において調査・研究を	実施し	て得ら	れた成	果について	` 論寸	更	学会》	発表 名	その他 文章か
/•\	どを公表 (論やレポート	などを	含む)	し、成	果物(別	または	コピー)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	式した場	場合、1部を

提出して下さい。

[※] お書きいただいた内容について、他研究者の方々からの照会があった場合公開してよいかどうか、 項目ごとに可・不可に○をつけて下さい。

く海保全協議会 事務局 (WW サンゴ礁保護研究センター内) **※** 出書提出先 白保魚 TEL:0980-84-4135 AX:0980-86-8865 E-mai :kamim ra .or.



Activities of Shiraho conference 白保魚湧く海保全協議会の取り組み for sea protection

JICA Group Training Course 2008







Feature of coral reef in Shiraho

、石垣島白保のサンゴ礁の特徴)

About Conference of Shiraho

議会の設立主旨と主な活動)

Process of making local rules about costal use

(海でのルールづくりの話し合いのステップと苦労)

Outline of rules of tourist agent in corals

(観光事業者のルール概要と現在の運用状況)

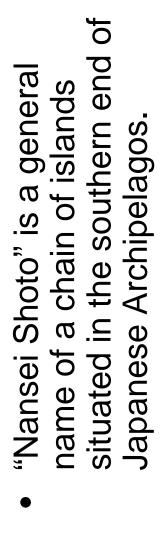
Actions for stopping red soil sedimentation 赤土流出防止対策の取り組み)

Activity to succeed to traditional knowledge for sustainable resources management

、持続可能な資源管理のための伝統的な知恵の継承)

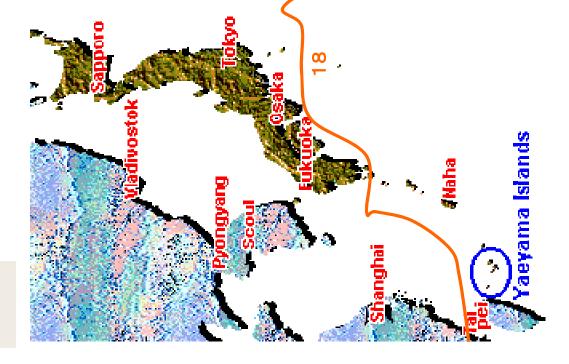
Conclusion

Feature of coral reef in Shiraho



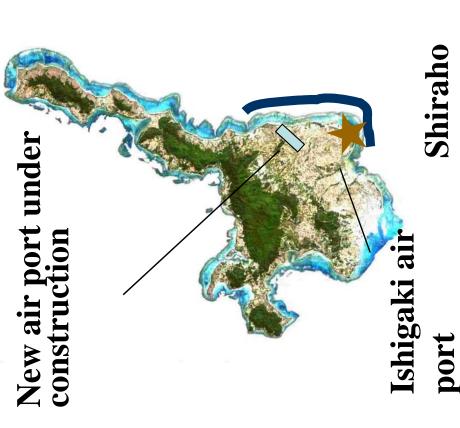
Nansei Shoto is one of the northern limits where corals form reefs.

In 1997, WWF International selected Nansei Shoto as a "Global 200" site or an Ecoregion, appealing their values and the necessity of conservation.









 Shiraho is peculiarly important for the richness of species, and the large colonies of blue coral. Since 1985, WWF Japan has endeavored on the conservation of the Shiraho lagoon, a globally significant coral reef located of Ishigaki, Okinawa.

community







- In April 2000, WWF Japan opened the centre in the Shiraho village, thanks to the support from many people.
- WWF are promoting conservation and sustainable use of the lagoon and its marine resources with the Shiraho villagers.







- Extremely rich in fauna and flora, being identified more than 120 kinds of corals (including gigantic micro atolls of porites species),
- 300 of fishes, and a variety of seaweeds and grasses.







- The value of the lagoon was also recognized by IUCN(The World Conservation Union) through its survey in 1987.
- Colonies of blue coral in the lagoon were identified as the largest and oldest in the world.







- People have been using those resources for generations
- Appreciating the lagoon's abundance as "Treasure Sea" or "Sea of Survival".
- The coral reef provided indispensable subsistence for the village over the hard time after the World Wor 2.



About Conference of Shiraho

籼 10 ᅫ 保 化 净 さかなわくうみ Щ ر ک



Community based Coral Reef Conservation in Shiraho village, Ishigaki Island



Process to the establishment

investigation of WWF 2002~2005 モニタリング調査よりサンゴの減少が判明 Environmental degradation of a coral reef becomes clear by monitoring

Many villagers want to preserve coral reefs.

2004年公民館が全住民を対象とした住民アンケート実施

28th. April. 2005

WWF held the community meeting to discuss preserving coral reefs.

WWFが調査報告会を開催し、保全についての話し合いを実施

Participants agree with establishing a conference on preservation of coral reefs. 参加者の話し合いで協議会の設置が決定

Arrangement committee was established.

準備委員会設置

15th July 2005

The Shiraho conference for conservation of coral reef was established.

白保魚湧く海保全協議会設立

Keyword コミュニティ 合敵形成



The Shiraho conference for conservation of coral reef was set up on 15th April.

Aim

We want to pass coral reef as common property on to the next generation. (次世代に共有の財産であるサンゴ礁環境を受け継ぐことを望んでいます。)

We have esteem for our ancestor who had lifestyle at one with the coral reef.

(サンゴ礁とともに生きてきた先人の文化に敬意を表します。)

We learn sustainable use of resources from the use form of a traditional coral reef.

(伝統的な資源利用から、持続可能な資源利用の方法を学びます。)

We aim at developing a sustainable community which is striking the balance between conservation of the coral reef and the regional vitalization.

(サンゴ礁保全と地域の活性化の両立した持続可能な地域づくりを目指します。)

members



50 persons

<affiliation>

1.Residents'association(白保公民館)

2.Elders' Ladys' Young mans' society(老人会、婦人会、青年会)

3.Ordinary residents of Shiraho community.

白保公民館員(字白保居住者)

4.Fisherman 白保ハーリー組合員(漁業組合)

5.Farmer

6.Tourist agent (ex. Snorkel, private hotel)

7. Environmental groups

formulation of the local rule





キンコを選出を発売のスート



サンゴ礁観光の自主ルール



白保中学校水辺活動への協力 平成18年9月、10月



海浜清掃、廃油ボール回収 平成18年4月、平成19年2月



平成18年3月~10月 海垣の復元



Process of making local rules about costal use 海でのルールづくりの話し合いのステップと苦労

- 基本的な考え方
- 1-1.白保サンゴ礁環境は、白保の人々が代々守り・育んできたものであり、白保集落が豊かに暮らして行くために必要不可欠なものです。
- 1-2. 白保の人々が伝統的に営んできた海藻や貝の採取など海とともにある生活を将来にわたり続けていくために、この海を白保集落の共有の財産であるとし、サンゴ礁環境の保全・管理を自ら行うこととします。
- 1-3.観光、レジャー、漁業など白保の海を利用する全ての人たちが賛同、理解、協力しこの海を次世代へ継承していきます。
- 1-4.既存の法令や条例を遵守することはもとより、さらにより一層の保全と適切な利用を進めるために自主的に守るべきルールを定め、これを守ります。
- 1-5.協議会が定めるこの海の保全・管理に関するルールを広く周知し、その徹底を図ります。



Process of making local rules about costal use 海でのルールづくりの話し合いのステップと苦労

策定する4つのルールとゾーニング

プと以下に示した4つの区分(観光事業者、観光・レジャー利用者、漁業者・ 白保サンゴ礁保全・管理ルールは、白保サンゴ礁海域のゾーニングマッ 採捕者、研究者)によるルールから構成されます。

- 観光事業者のルール:いつまでもシュノーケル観光を続けられるように観光 事業者が設置するルール
- 観光・レジャー利用者のルール:一般の観光客や島内住民が白保サンゴ礁 海域をレジャーで利用する際のルール ر ا
- 漁業者・採捕者のルール:漁業者や海藻、貝などの採捕者、熱帯魚の採捕 者が守るベきルール <u>ო</u>
- 4. 研究者のルール: 白保サンゴ礁海域で調査、視察などを行う研究者が守る ヘポトート



Process of making local rules about costal use 海でのルールづくりの話し合いのステップと苦労

観光事業者のルール策定までのステップ

事務局による事前のヒアリングでの利害関係者の意見の集約。 協議会の設置そのものがルールづくりの環境整備であった。

観光事業者だけではなく、海面利用や海を自らの財産と考える多様な地

域の関係者を集めた協議の開催(合計5回の討論)。

合意形成の苦労(現在も策定の途上である)

地域の財産として、多様なセクターの参加・意見の聴取と合意形成 既得権の制限などに対する強い反発(観光事業者から)

運用上の課題

- あくまでも協議会が定める自主的なルールであり、強制力を持たすのが困
- 海域のゾーニングが未実施。
- 観光ルールの徹底を監視•評価する仕組みが未整備。



観光事業者のルールの策定 (2006年6月)

基本的な考え方

いつまでもシュノーケル観光が続けられるように観光事業者自らが厳しいルールを設置し、白保サンゴ礁の観光資源であるサンゴや海の生き物への影響が無い範囲での観光を遵守します。

白保サンゴ礁海域では、将来的に協議会のもとで、観光受入数を適切に管理しながら観光を行うことを目指します。

このため新規に白保サンゴ礁海域を使用した観光を行おうとする者は、協議会へ事業計画の届出を行い、先行して営業している事業者と調整の上、海域の利用を開始する必要があります。



観光事業者のルールの策定 (2006年6月)

(新規参入を制限する仕組み) 白保サンゴ礁海域で観光業を新たに営む際の基本的な考え方

白保サンゴ礁海域は水深が浅く、ワタンジなどの特殊な地形により、干潮時に航行するルートには特に注意が必要です。

白保サンゴ礁海域で観光業を営もうとするものは、基本的な知識や技術の他に、白保海域の地形的な特徴や伝統的な白保集落とサンゴ礁との関わりを学び、理解することが求められます。

⇒既存事業者のもとでの2年以上の研修の実施。



観光事業者のルールの策定 (2006年6月)

- 安全確保のためのルールの基本的な考え方
- サンゴ礁でのシュノーケリングは、肌がサンゴに触れることによる怪我やクラゲなど危険生物による被害の他、船の乗り降りにともなう事故、シュノーケリング技術が未熟なことや参加者の健康状態による命に関わる事故など危険と隣り合わせです。
- また、天候や潮汐の関係で流れが速くカヌーなどの手漕ぎ船舶の使用に危険を伴うことがあります。
- 白保サンゴ礁観光を地域の産業として根付かせるためにも白保海域での海の事故を無くすことが必要です。
- 協議会加盟の事業者は、白保サンゴ礁観光での事故・怪我ゼロを目標として、安全対策に取り組むとともに、海での事故防止に向けた普及・啓発活動を行います。



観光事業者のルールの策定 (2006年6月)

- サンゴ猟環境保全のためのルールの基本的な考え方
- サンゴ及びサンゴ礁生態系は、白保の観光資源として最も重要なものです。サンゴへの被害はすなわち将来の観光業存続の危機とも言えるものです。
- また、気持ちよく白保の海を楽しんでもらうためには、美しくきれいな海を維持することが重要となります。
- 健全でより良好なサンゴ及びサンゴ礁生態系を維持・保全し、きれいな海を守っていく観点から、白保でのサンゴ礁観光においては、サンゴを折るなどの観光被害ゼロを目標として、サンゴ礁環境保全策に取り組むこととします
- 観光事業者の意識・技術を高めるためのルールの基本的な考え方
- 安全対策やサンゴ礁保全に関する知識や技術を高めるために定期的に研修会などへ参加します。

Actions for stopping red soil sedimentation



赤土流出防止対策へのボランティア支援



Actions for stopping red soil sedimentation

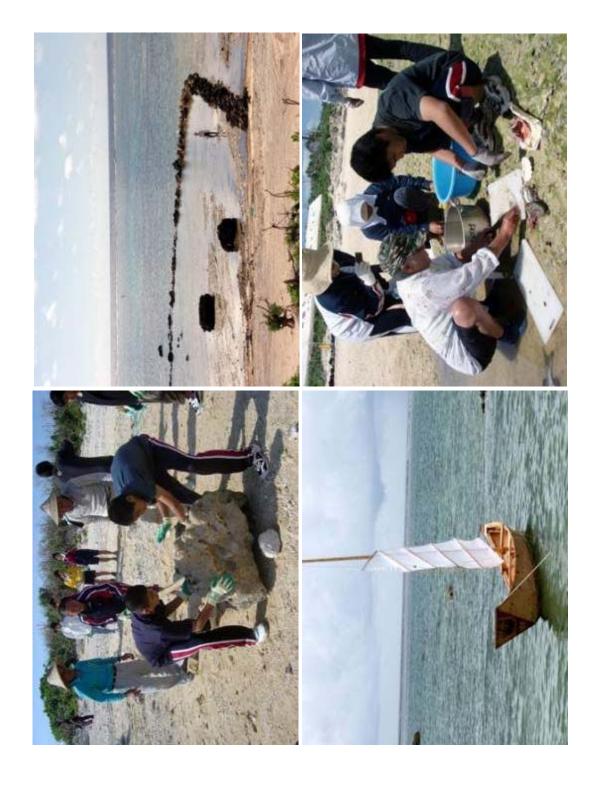
グリーンベルト植栽の経済価値の創出





Activity to succeed to traditional knowledge for

伝統的な海との関わりを継承する活動も行っています。 sustainable resources management







Conclusion

- 自然資源を持続的に管理していくためには地域住民の 参画が不可欠である。
- 地域には、長い歴史の中で自然資源の利用について慣 習や制度が存在する。
- 現在まで、その資源を維持、管理してきた地域住民にはその資源から生み出される利益を享受する権利がある。
- 地域での保全活動を持続的に支える仕組み(人づくり、組織づくり、産業づくり)が重要である。
- 地域主体の保全活動を実現するためには、コミュニティのビジョンづくり、合意形成を図るためのコミュニティワークを行う専門的職能が必要不可欠である。



ご清聴ありがとう
 ごずいました。

Thank you for your attention!



http://www.sa-bu.com/







http://www.wwf.or.jp/shiraho/

第1回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時:平成19年8月21日(火) 14:30~16:30

◆場 所:大濱信泉記念館 多目的ホール

◆参加者:委員 21 名(内訳:個人3名,団体・法人7名,地方公共団体7名,国4名) 報道関係者2名

◆議 事:

- (1) 部会の検討手順、進行方法について
- (2) 石西礁湖の利用状況について
- (3) 石西礁湖での利用に関する課題について

◆概 要:

- (1) 部会の検討手順、進行方法について
- ①大盛武竹富町長より、主催者挨拶として、本部会設置に係る背景や部会での活発な議論への要望があった。
- ②運営事務局より、「石西礁湖自然再生協議会」の規約(参考資料1)及び運営細則(参考資料2)、 会議のルール(参考資料3)について説明された。
- ③運営事務局より、部会長選任について自薦・他薦による方法が提案され、委員他薦によって上勢 頭委員(NPO法人たきどうん)が部会長に選出された。
- ④上勢頭部会長より、部会長選任の挨拶が行われ、部会長の指名によって吉田委員(八重山サンゴ 礁保全協議会)が副部会長に選出された。
- ⑤上勢頭部会長の議事進行に基づき、運営事務局より、生活・利用に関する検討部会のイメージ(資料3)について説明された。
- ⑥続いて運営事務局より、検討部会の手順イメージ(資料4)について説明され、今回の具体的な 検討手順としては小グループに分かれてのディスカッション(資料6)の方法が説明された。
 - (2) 石西礁湖の利用状況について
- ①運営事務局より、小グループによるディスカッションの参考データとなる石西礁湖の利用状況に 関する基礎資料(資料5)が説明された。

第1章 ダイビング利用について

八重山入域観光客数及びダイビング業者数が増加してきており、石西礁湖を含む周辺海域においてダイビング利用が活発に行われていることが説明された。

第2章 漁業利用について

石西礁湖にはモズクやシャコガイ等の漁業権が設定されていること、漁獲量は年次による変動があるものの、近年減少してきていること等が説明された。

第3章 船舶運航について

竹富町への入域観光客数及び船舶乗降客数が増加し、それに伴い旅客船の運航便数や隻数も増加していることが説明された。

第4章 自然再生協議会での取り組みの整理

これまでの自然再生協議会での検討により石西礁湖における環境負荷の原因、それに基づくサンゴ礁生態系の保全・再生における課題として大きく4点にまとめられたことが説明された。

4点の大きな課題

- ■サンゴ群集の減少・劣化
- ■サンゴ礁魚介類等の減少・劣化
- ■藻場、干潟マングローブ林等の減少・劣化
- ■陸域生態系の分断・劣化)
- さらに、原因に応じた自然再生への取り組みの方法や短期・長期の目標が説明された。 長期目標:「人と自然との健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す」

(休 憩)

- (3) 石西礁湖での利用に関する課題について
- ①運営事務局より、再度、小グループに分かれてのディスカッション(資料6)の方法が説明され、進行役については、環境省石垣自然保護管事務所から2名、沖縄総合事務局石垣港湾事務所から1名があたることが説明された。さらに、ディスカッションでは、ダイビングや漁業、船舶等の利用がサンゴ礁生態系の保全・再生や共生に与える問題点や課題、またその原因や背景などを3つのグループに分かれ抽出して欲しい旨が説明された。
- ②約1時間のディスカッションを行い、各グループから抽出された課題が進行役より発表された。 主な課題は以下のとおりであった。

<Aグループ>

- ・今後の利用ルール作りの基礎条件として、どの程度の利用がサンゴ礁へ負荷を与えるのかを量 的な目安が必要である。
- ・海岸への漂着ゴミ削減や処分等に関する対策が必要である。
- 緊急時対応も想定し、導標の設置等による安全に夜間運航が可能な航路の確保が必要である。
- ・漁業資源を保護し、乱獲を防止するため、季節や区域の利用規制を行う必要がある。
- ・登録が義務付けられている遊漁船登録を徹底し、海域利用のルールを指導周知させる必要がある
- ・石垣港からのピストン運航となっている状況を改善するため、石垣からの日帰り通過型の観光

形態を見直し、竹富町内での宿泊型・滞在型観光への転換を図る。そのためには、海上タクシーのような小回りができる小型船の運航が必要と考える。

・利用と保全の両立を継続的に実施していくため、サンゴ礁保全経費の一部を利用者に負担して もらうシステム作りを行うことが考えられる。

<Bグループ>

- ・乱獲や環境の悪化に伴い、水産資源が減少してきており、資源管理が必要である。漁協が始め た資源管理を参考にし、本部会で検討する必要がある。
- ・ダイビング船や漁船等の小型船だけでなく、大型のクリアランス船によるアンカー投入がサンゴを損傷しているので、サンゴの損傷を軽減するためには、ダイビング船の係留用のブイを多数設置すること等が考えられる。
- ・観光船が必要以上に高速化しており、質・量ともにスローライフ化が望ましい。

< C グループ>

- ・漁業と観光との海面利用の棲み分けを図るための実態調査の実施と、平行して行政主導による 漁業者と観光業者との利用(資源管理・海面利用)のルール作りが大切である。
- ・海中公園の保護区の設定によるサンゴ等を含めた海中景観や水産資源管理を徹底する必要がある。
- ・漁業者の経営負担が増加している中で、保護区を設定したとしても更に負担を強いるだけなので、利用しながらも漁業資源が増加するというメリットを示していく必要がある。
- ・石西礁湖には浅場が点在しているため、目視航行が必要な箇所では定期船の速度低下などの運 航制限が生じており、船社側や住民側での経済的な負担が生じている。
- ・環境を維持していくための資金としてオーストラリアで導入しているような環境保護税の導入が望まれる。観光客も環境保護の重要性は認識されているので、理解されると思う。
- ③上勢頭部会長より、今回のディスカッションだけでは十分に意見が出せなかった方は、運営事務 局へのメールやFAX等にて提出することが可能であることが説明された。

(4) その他

①運営事務局より、次回の部会開催日時については、第6回の自然再生協議会が11月頃開催予定であることから、その前までに開催する予定であることが説明された。

以上

第2回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時:平成19年12月6日(木) 14:00~16:00

◆場 所:石垣港離島ターミナル 第一会議室及び第二会議室

◆参加者:委員 21 名(内訳:個人 2 名,団体・法人 8 名,地方公共団体 7 名,国 2 名) 報道関係者 1 名

◆議 事:

- (1) 第1回生活・利用に関する検討部会における議事概要・課題抽出結果について
- (2) 石西礁湖の再生と利用についての課題抽出について(小グループ)
- (3) 小グループにおける課題抽出結果の取りまとめについて
- (4) その他

◆概 要:

- (1) 第1回生活・利用に関する検討部会における議事概要・課題抽出結果について
- ①部会長の議事進行に基づき、運営事務局より前回の議事概要(資料3)について説明された。
- ②部会長の議事進行に基づき、運営事務局より前回抽出された課題及び追加ヒアリング結果(資料4)について説明された。
- ③部会長の議事進行に基づき、運営事務局よりディスカッションの方法(資料 5) について説明された。
 - (2) 石西礁湖におけるサンゴ礁生態系と利用の共存について
- ①部会長より、前回抽出された課題及び追加ヒアリング結果に対しての加筆修正について、小グループ毎にディスカッションするよう指示があった。
- ②約40分のディスカッションを行い、各グループから抽出された課題を優先順位の高い順に進行役より発表された。優先順位の高い課題は以下のとおりであった。

<Aグループ>

- ・ダイビング船、漁船へのアンカリング等のルール作り
- ・海中公園の拡大
- ・ 着地型観光 (島間交通) を進める
- ・旅行者の増加、安全面の検討
- ・(安全面、対策) 各業種間のルール
- ・高速船の夜間基準
- ・遊漁船を登録すべき→ルールを持たせる
- ・ダイビング利用と漁業利用の調整
- ・観光船の高速化と競争の激化

- ・赤土などの流入を防ぐための強化策の策定
- 水産資源管理の撤底
- ・観光客の入域について
- ・ダイビング利用について
- ・海面利用に関する現状・実態の調査、漁業・観光
- ・公のアンカーリング用ブイ設置
- ・遊漁による過度な魚のとりすぎ
- ・原:浅瀬により船の運航の安全が保てない

対応:安全な航路の確保、航路の限定、利用客の少ない時間帯での共同運航

- ・ダイビング、シュノーケリングによるサンゴの損失
- ・原:アンカー投入によるサンゴ損傷

対:アンカー用ブイの設置(多数必要)

- ・クリアランス船の増加によるアンカーでのサンゴの破壊
- ・漁業資源管理が十分でない
- ・マスコミ、メディアへのアピール。観光客へ
- ・ダイビングポイントの設定増加
- ・安全で安心な航路確保
- ・安全な**夜間運航**の確保
- ・環境へ与える影響の比較
- 漁業資源の利用制限、区域設定

<Bグループ>

- ・ダイビング船、漁船へのアンカリング等のルール作り
- サンゴの移植
- ・人材育成(自然環境に従事する人)
- ・赤土や生活雑般水の防止対策の遅れ
- ・利用ルールの設定
- ・ゾーニングすることにより環境負荷を軽減できる

< C グループ>

- ・資源管理ルールの広報
- ・アンカーブイ設置問題
- ・航路安全関連施設(灯標)の整備
- ・漁業者とダイバーとの協調促進
- ・特定資源の選定(国の指定後には罰則付き規制が可能:エコツーリズム)
- ・漁業者のルール確立←6月の総会(漁協)でルールは策定済みだが運用は未
- ・ 遊漁者の組織化
- ・漁業者と遊漁者の話し合いの場
- ・観光漁業の推進
- ・漁業・遊漁・ダイビング全体での調整と組織への加入率の問題

- ・保全の資金確保
- ・赤土流出問題への対応

(休 憩)

- (3) 小グループにおける課題抽出結果の取りまとめについて
- ①運営事務局より、小グループから抽出された優先順位の高い課題を取りまとめた結果を説明された。
- ②部会長より、今回のディスカッションだけでは十分に意見が出せなかった方は、運営事務局へのメールやFAX等にて提出することが可能であることが説明された。

(4) その他

①運営事務局より、次回の部会開催日時については、第7回の自然再生協議会が2~3月頃開催予定であることから、その前までに開催する予定であることが説明された。

以上

第3回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時:平成20年3月11日(火) 14:00~16:00

◆場 所:石垣市健康福祉センター視聴覚室

◆参加者:委員13名(内訳:個人1名,団体・法人5名,地方公共団体5名,国2名)

◆議 事:

- (1) 前回の議事概要説明
- (2) 事務局による取り組み進捗状況等説明
- (3) 前回における意見集約結果の説明
- (4) 全体ディスカッション

◆概 要:

- (1) 第2回生活・利用に関する検討部会における議事概要・課題抽出結果について
- ①部会長の議事進行に基づき、運営事務局より前回の議事概要(資料3)について説明された。
 - (2) 事務局による取り組み進捗状況等について
- ①部会長の議事進行に基づき、運営事務局で検討・作成している環境影響低減方策支援ツール (リーフレット) の作成状況等ついて説明された。
 - (3) 前回における意見集約結果について
- ①部会長の議事進行に基づき、前回における意見集約結果について説明された。
 - (4) 特に重要な課題の抽出について(全体ディスカッション)
- ①部会長より、前回の意見集約結果に対して特に重要な課題を抽出するため、ディスカッションするよう指示があった。
- ②抽出された特に重要な課題は以下のとおりであった。

(アンカリング,ブイに関する課題)

- ・遊漁対象のアンカーブイは現実的ではない。その他、ダイビング対象のアンカーブイについて は夜間点灯等の措置があれば可能
- ・係留ブイの数と利用者数 (ダイビング) の関係からブイが十分でない場合の対応ルールづくり が必要
- ・係留ブイの設置と利用ルールの作成がセット
- 係留ブイに関する管理と利用の調整が課題
- ・係留ブイについてはモデルケースのケーススタディが効果的
- ・係留ブイの設置は公的なものが有効・明確に公的機関の設置を明示する必要がある
- ・公園におけるブイの設置は海中公園に限定される。ケーススタディということでは有効的
- ・係留ブイ設置のための海中公園拡張の可能性あり(ダイビング業者と漁業者の調整)

- ・係留ブイの設置管理について公的機関が実施すると自由度が制限される。NPO 等の団体が設置管理するのが理想的
- ・ダイビング船、漁船へのアンカリング等のルール作り
- ・係留ブイ設置については漁業者とダイビング業者の友好を図るイベント等が効果的

(漁業に関する課題)

- ・漁業者と遊漁者等との意志疎通の促進
- ・資源管理も重要な課題

(航路に関する課題)

・船舶航行ルートの限定

効果: 商用船については航行ルートを法的に限定。他の利用者との棲み分けが可能

- ・海域における船舶航行ルールの構築
- ・石西礁湖フィールドの利用において安全管理は重要な考え
- 航路改善

(水域利用に関する課題)

- ・ダイビングポイントの利用調整についてダイビング業者の自助努力が重要
- ・遊漁・ダイビングはフィールド自由が原則
- ・漁業者が中心となって海域の遊びフィールドを作り有料化することも得策

以上

第4回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時:平成20年10月15日(水) 14:00~15:30

◆場 所:石垣港離島ターミナル 第一会議室及び第二会議室

◆参加者:委員18名(内訳:個人3名,団体・法人6名,地方公共団体6名,国3名) その他2名,報道関係者5名

◆議 事:

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~3回部会の概要について
- (2) 船社へのヒアリング結果について(高速運航、夜間運航)
- (3)海域利用の先進事例について(八重山漁協、慶良間海域、グレートバリアリーフ)
- (4) その他

◆議事概要:

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~3回部会の概要について
 - ・海域の図面を参照しながら、国立公園で指定している石西礁湖、本検討部会で対象と する範囲、漁業・ダイビング・定期船の利用のあり方、関わり方等を検討する。
 - ・環境省で設定している海中公園地区の海域利用のあり方を参照しながら、ブイの設置 場所等の海域利用について検討する。

(2) 船社へのヒアリング結果について(高速運航、夜間運航)

- ・共同運航は、CO。が削減でき地球温暖化対策に繋がるため、優先すべき方策である。
- ・船社側でも共同運航を検討する余地があるが、許認可上の問題や、共同運航をする各 社の採算性をクリアする必要がある。
- ・競争原理を上回るような何らかの法的な措置や、制約の緩和があれば共同運航を行う ことが可能であるため、変更するための解決策を、本検討部会または自然再生協議会 から沖縄総合事務局運輸部へ相談する。
- ・朝夕などの混雑時以外を対象とした減便や、速度低減を行うようなルール作りが必要 である。また、本検討部会または自然再生協議会から船社へ申し入れることも考えら れる。
- ・船舶による海域の汚染、廃油によるサンゴ生態系への影響について、既往調査事例等 を調べる。
- ・仲間川の遊覧船は、航跡波によるマングローブ倒壊を防止するために速度を制限する 利用協定があり、石西礁湖でも参考となる。

(3) -1 海域利用の先進事例について (八重山漁協)

・遊漁、ダイビングを含め、海域利用者と調整を図らなければ漁業は成り立たないため、

自然再生協議会または本検討部会を通じて海域利用者間の調整に関する取り組みを検 討する。

(3)-2 海域利用の先進事例について (慶良間海域)

- ・現在八重山漁協で行っている資源管理は、基本的には漁業者の自主ルールである。今 後は、座間味の事例を参考として、本検討部会を通じてダイビング、遊漁者を含めて 共通のルール作りをする必要がある。
- ・アンカーブイ設置の適正な規模を検討するため、石西礁湖を利用するダイビングショップについて、協会非会員も含めて実態数を把握する必要がある。
- ・竹富南航路では、ダイビング業者、個人のレジャーボートの増加に伴い利用が輻輳する危険な状態となっている。航路内、航路付近でダイビング活動している業者も存在 する。
- ・慶良間では、ダイビング協会員でなければアンカーブイが使用できないこととなって おり、石西礁湖でも同様の措置を執ることも考えられる。
- ・慶良間では、海域利用ルールの違反者は次年度からアンカーブイが利用できないペナルティが与えられる。石西礁湖ではペナルティ導入の可否も含め検討する必要があるが、海域利用者が協力し、サンゴ保全に配慮した適切な海域利用が図られることが望ましい。
- ・アンカーブイの設置は具体的に検討可能であるため、海域利用の少ない場所から実験的に進めることを検討する。

(3) -3 海域利用の先進事例について (グレートバリアリーフ)

・グレートバリアリーフは、岸からサンゴ礁が平均 100km 離れていること、沿岸の人口 密度が少ないことから、厳しい管理が可能となっており、すぐ目の前にサンゴが存在 する沖縄とは条件が異なる。

(4) その他

- ・次回以降、ステップ2の分類課題毎の対応案検討を進める。
- ・今後、事務局が対応案を検討するにあたって、部会の参加メンバーから広く意見を集めた方が良い案も出ると考えられるので、具体策があればメール・郵送などで事務局に意見を送る。

第5回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時:平成21年3月23日(月) 14:00~16:00

◆場 所:大濱信泉記念館 多目的ホール

◆参加者:委員18名(内訳:個人2名,団体・法人7名,地方公共団体6名,国3名) 事務局2名

◆議 事:

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~4回部会の概要説明
- (2)活動の報告
- (3)海上交通の安全・安心の確保について(報告)

◆議事概要:

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~4回部会の概要説明
 - ・第4回の主要意見の中の、船社へのヒアリング結果について、廃油によるサンゴ生態 系への影響に関する定量的な指標を示す文献を探したが、見つからかった。(鹿熊委員)
 - ・廃油は船舶運航上避けて通ることはできないため、業者に依頼して分別して回収している。((有)安栄観光・平安名委員)

(2)活動の報告

- ・八重山サンゴ礁保全協議会では、"石西しょうこちゃん"の下敷きを 100 枚程度提供していただき、子供を中心に配布したところ、好評であった。観光客やダイバーへもこれからどんどん配布したい。(八重山サンゴ礁保全協議会・吉田委員)
- ・下敷きは、今日はじめて見たが、頂けるものか?頂けるのであれば、是非活用したい。 (竹富町商工観光課・長浜委員)
- ・限りはあるが、何部か用意させいただきたい。(事務局)
- (3) 海上交通の安全・安心の確保について(報告)
- 1. どうして安全・安心な航路が必要なの?
- ・航路の安全性は当然、船の喫水と幅員に関係する。昼間でも事故は発生するため、夜間航行となるとかなりの検討をしなければ難しいと感じている。(八重山観光フェリー (株)・浅井委員代理)
- ・漁業者もプロペラを引っ掛けるなどの事故があり、危険と隣り合わせで操業している ため、航路整備に対する理解はしている。必要最小限ということは、あまり環境に負 荷をかけずに、という趣旨だと思う。漁場環境にも絡んでくるので、協議をしながら 進めていきたい。夜間の緊急搬送のための航路は、必要だと思う。現在でも夜間航行 はできなくはないが、航路整備にあたって安全性をどこまで担保するのか、程度の問 題であると思う。(八重山漁業協同組合・上原委員)

- ・船舶からの環境への影響があると思うが、同じ時間帯に少ない乗船率で走っていることがあるため、共同運航をすることも考えられる。(八重山支庁総務・観光振興課・通事委員代理)
- ・西表西部の出身であるが、これまで4時間かかっていたものが現在短縮され、さらに 夜間も走れるとなると、良いことである。しかし、あまり法線をまっすぐにすること にこだわらないほうが良い。サンゴの保全と、法線、短縮時間の関係をよく検討すべ きである。(石垣市建設部港湾課・石垣委員)
- ・これは生活のための航路であり、観光のための航路ではない。これは一貫して貫き通すべきである。(鹿熊委員)
- ・安全・安心な航路は必要であると考えている。現在ある立標を灯標に変えるだけでも かなりの改善につながると思うが、それも部会の検討対象となるのか。(八重山観光フェリー(株)・浅井委員) →対象となる。(事務局)

2. どんなルートが考えられるの?

- ・ルートについては、竹富南航路ルートがもっとも望ましい。外洋に出るルートは、欠 航しやすくなる。石西礁湖内で安全に走れるような航路を検討していただきたい。 ((有)安栄観光・平安名委員)
- ・既存のルートを使うのがもっとも良いと考える。あとのメンテなども考えると、現状 維持を基本とした方が良い。(石垣海上保安部交通課・西村委員)

3. 安全・安心な航路の確保に向けた考え方

・次期基本構想の中でしっかりと位置づけていきたい。(竹富町企画財政課・大城委員)

4. 石西礁湖の環境

- 5. なぜサンゴが再生しないの?
- ・示されている資料は、おおよその現状を示されていると思う。人間の生活ともうまく 調和を取っていかなければならないというのが全体構想の趣旨であるので、相談しな がらやっていきたい。(環境省石垣自然保護官事務所・佐藤委員代理)
- ・自然再生や航路の専門委員会では、北側の斜面にサンゴが卓越していることが言われているが、2008年の国立環境研究所の分布図では、5%である。状況が良いところはその外側で、ほぼ100%である。唯一の希望の場所となっている。2点目は、航路を掘削、浚渫することは、サンゴ礁にとってはいいことはないが、サンゴ礁に寄与するような航路を作りたいということだが、もしかしたら航路を作ることによって海水交換が良くなる可能性がある。流れのシミュレーション等を検討して、幼生が入ってきやすい環境とする可能性がある。海水交換が良くなれば、白化の抑制にもつながる。(鹿熊委員)

6. どうやって環境を保全・再生するの?

・P.7 の真ん中で、「工事箇所のサンゴは石西礁湖の自然の保全・再生に資する用活用し

ます」と出てくる。計画にあるような移築、航路整備によってなくなってしまうサンゴを生き残らせることで良いと考える。移植によって、サンゴ礁を再生させる技術は十分確立していない。環境省の事業における移植の面積は 0. 1 ha 程度である。石西礁湖は $3\sim6$ 万 ha あるため、人為的な再生というのはなかなか難しい。それよりも保全した方が良い。(鹿熊委員)

・P.5 に記載されている 2008 年のサンゴの被度の状況であるが、海中公園地区にはほとんどサンゴがない。公園地区を保全するための方法を検討する必要がある。資料6の図面で、第2基準航路があるが、これも航路として設定するのか。(八重山支庁総務・観光振興課・通事委員代理)→南からの波が高いときに利用されているので、できれば一緒に設定したい。(事務局)

7. 今後の予定・全体を通して

- ・航路について、直接ダイビングの人と調整するというのではなく、西表を含めた利用 者間の調整の中での一部と考えている。(八重山漁業協同組合・上原委員)
- ・政令改正は年度内を考えている。(石垣港湾事務所・嶋倉委員)
- ・ナイトダイビングで夜間に船が石西礁湖内に入ってきたときの漁業とのトラブルについて、ルールを決めておきたい。(八重山漁業協同組合・上原委員)
- ・航路が夜でも走れるようになれば、ナイトダイビング船が多く入ってきて、海人とのトラブルが懸念されるため、調整が必要である。(特定非営利活動法人たきどうん・上勢戸部会長)

以上

第6回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時:平成21年10月19日(月) 13:30~16:30

◆場 所:石垣港離島ターミナル 第一会議室及び第二会議室

◆参加者:委員15名(内訳:個人1名,団体・法人6名,地方公共団体5名,国3名)

◆議 事:

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~5回部会の概要説明
- (2)海域の利用ルールについて
 - ①エコツーリズム推進法の施行
 - ②県内の環境保全等に関する規制等の事例
 - ③船社と漁業者間のルールについて
 - ④海域利用全般のルールについて
- (3) その他
 - ①航路整備の検討状況

◆概 要:

- (1) 部会の趣旨確認および第1回~5回部会の概要説明
 - ・資料 3-1 の P.4 で、石西礁湖で人為的再生をするより保全がよい、という趣旨の意見は言ったが、移植に反対なわけではないので、保全を優先すべきという表現に修正して頂きたい。(鹿熊氏)
- (2) 海域の利用ルールについて
- ①エコツーリズム推進法の施行
- ②県内の環境保全等に関する規制等の事例
- ・資料 3-2-2 の慶良間のダイバー規制の新聞記事で、30 万以下の罰金とあるが、これがかなり強力なルールである。八重山漁協の保護区では漁業者の自主管理となっており、漁業者は違反すると罰則がある。ダイビング、遊漁者にも協力を求めているが、違反しても漁業者以外には罰則は課せられない。もし推進法を適応すれば、保護区で罰則も入るので、より強い規則となる。強い規則が必要であれば、推進法を検討する必要がある。(鹿熊氏)
- ・エコツーリズム法の指定が石西礁湖に馴染むのかが気になる。産卵場所や産卵期の魚を捕らない等の自主規制でやっているので、そこが優れた観光地・景勝地として指定を受けることができるか? それがなくても、適用できるような大きな仕組みが組めればありがたいと思っている。(八重山漁協/上原組合長)
- ・八重山地域の産業は、観光が寄与している。エコツーリズムとエコツアーとの関連、 一時的な観光客を含めた保全のあり方を、旅行者と一体となった形の教育を考えてい く必要がある。(八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)

・安全面を含めて、八重山の観光は長く持続していく必要があるので、市町村・県と連携しながら進めていく必要がある。(上勢戸部会長)

③船社と漁業者間のルールについて

- ・欠席の竹川委員よりコメントをもらっている。竹川委員は新航路の関係で多くの漁業者へインタビューをしているが、新しい航路を作ることに関しては反対が多い。その一番の理由は航路のそばの航路ではない所を船舶が通るため、それが危険であるというものである。新しい航路でも、そこを外れて航行することを懸念している。漁業者を説得するためには、新しい航路を整備する上で、航路の外を通らないようなルールが必要である。(鹿熊氏)
- ・燃料高騰を背景に、燃料節約の面から少しでも近道をしたいという気持ちはあるが、 会社として近道を通る指導はしておらず、なるべく同じ場所を通るように指導をして いる。ルール作りの中でそういう話しがあれば、前向きみんなに話して行きたい。(八 重山観光フェリー/黒島氏)
- ・当社も同じように、決められた航路を外れずに走ることにしている。(石垣島ドリーム 観光/島仲専務取締役)
- ・航路を外れて走るときに、船長は安全航行をしているつもりでも、気づかないで漁業をやっている側を通っていることがある。見えないから、人はいないだろうということで走っている。いつ事故がおきてもおかしくない状態にある。もう1点、漁業者が新航路の整備に向けて協力していく上で、竹富東・南の狭隘水路で交差・追い越し等をする際、減速する等安全航行に気をつけて欲しい、この辺のルール化が必要である。漁業者も航路を必要としていないわけではないので、特に高速船とのルール化が必要である。(八重山漁協/上原組合長)
- ・海人はフーカーでホースを長く取って潜っていて、ホースが見えない場合が多々ある ので、決められたルートで航行する、船のすれ違いの時の引き波についても注意する など、竹富南では激しい往来があるため、安全性について配慮していく必要がある。 (上勢戸部会長)
- ・資料 3-2-3 の図面について、高速船が近道している所は黒島北の一カ所だけか? (八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・竹富の南側でもやっている。満潮時になると走れる部分というのがある。他にもあるが、図面にある黒島沖合の箇所は、特に苦情が多い箇所である。(八重山漁協/上原組合長)
- ・海域利用者へどのように指導していくのか、ということとの関連が出てくると思う。 安全第一で、ルールを明確に、お互い理解し合うような形で決めていく必要がある。 他にも沢山あるのであれば、今まで事故が起きていないのが不思議なくらいだと思う ので、ちゃんとしたルールが必要である。(八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・ 航路を外れることが沢山あると言ったが、近道に関連して、航路の狭い場所で、船を 避けるために航路を外れる場合もある。基本的には会社の中で航路を設定して、そこ を走るように指導している。黒島沖では、北の方は喫水の深い船、南側は浅い船が走

っている。(八重山観光フェリー/黒島氏)

- ・ダイビング船など我々も含めて、満潮時に竹富南では島から 10m くらいの所を走っていることもある。今後ルールに従って走っていくことが大切である。(八重山漁協/上原組合長)
- ・調査の結果、近道をしていることが明らかになったのが黒島の沖である。その他にもあるが、必ずしも全てが交通船というわけではない。しかし、全てを対象にするのは難しいので、船会社と漁組でモデルとなるルールを作って、広げて行きたい。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)
- ・漁業者が困った事例がある。竹富南で悪天候の時シュノーケリングをさせている。漁業者がショートカットする場所に入って来るので、漁業者も加害者になり得る。シュノーケリングの範囲も含めてルール化をしていく必要がある。モデルケースでもやればいいと思う。(八重山漁協/上原組合長)
- ・フーカーのロープの長さが、最大 200m くらいのある場合もある。フーカーが切れると 息ができなくなるため、船から 200m くらいの範囲は危険ということになるのではない か。(鹿熊氏)
- ・潜水中の旗を上げていると、船から○m 以上離れなければいけないといったルールがあるが、ダイビング船や遊漁船は無視することがある。(八重山漁協/上原組合長)
- ・ヒヤリハットは前からあるため、安全に対するルール作りは船会社として望んでいる ことである。これを機会にルール化を進めていきたい。(八重山観光フェリー/黒島氏)

④海域利用全般のルールについて

- ・観光客全般であるが、観光客がいろんなコースで自然環境、海岸などに出ることがあれば、周りのゴミを拾って回収してもらう、ツアー会社に協力してコースに組み込んでもらうということを思いついた。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)
- ・利用方法、ルールについて、課題が出てくると思うがみんなの知恵で推進して欲しい。 個人的には、船は石油を使っているが電気にできないか。また、船のトイレを処理槽 にすることができないか。また、ダイブショップの中で中性浮力を薦めていないショ ップもあり、自主ルールを作ったりできないか。ガイドは教育者であり、資質向上の 仕組みができないか。(石垣自然保護官事務所/田村氏)
- ・竹富島のビジターセンターでは、島のルールを映像で勉強してもらい、入島してもら うということをしている。どのようにしてダイビング業者、遊漁者等に徹底していく かということである。(八重山漁協/上原組合長)
- ・ガイドの資質に関連して、最近は減圧症を起こすガイドが多い。先頭に立つガイド・インストラクターの質が低下している。認識が甘い。さらに、環境については認識不足であると思う。サンゴへダメージを与える行為が頻繁に行われているように思う。ガイドの質の向上を図る必要がある。(ダイブサイトノロ/野口氏)
- ・八重山では最近修学旅行の人気が出てきている。自然に関心を示している。学校の事前の環境教育を徹底させて来ていただきたいと思っている。(石垣市企画部観光課/宇保課長)

- ・船社では、安全面のレクチャーは行っているが、環境面についてもできる取り組みだ と思う。(石垣島ドリーム観光/島仲専務取締役)
- ・町民からすると、潮の干満に関係なく、また夜間でも安全な航路の整備をしてほしい という声を聞いてきた。決められた航路を通るのが基本であると思っているが、それ を組織で規制できるわけではない。決めたルート、ルールをきちんと守るという基本 的姿勢が必要なのだと思う。(竹富町企画財政課/大城課長)
- ・海岸線を含め環境面では、ボランティアに頼りすぎている。行政もそのことに対してまじめに取り組んで欲しい。定期船についても、早く着くだけでなく、観光のニーズ自体を変えていくような、地域の特質をじっくり見るような、ゆっくりと観光することを考えてもらいたい。漁業では、資源が減少している中で、遊漁は日曜日に市民が自然と触れることができる場所であり、ルールを早いうちに決めていかなければ、遅くなるほどやりにくくなる。早く、協議を何回も持って、認識を深めていければ良いと思う。(東洋工業/深見専務)
- ・今横浜から大型のカタマラン(幅8m、長さ50m)が来ているが、航路がすごく分かりにくいということを言っていた。緑の立標が右にあったり左にあったり、立標と海図が一致していないということもあった。避けないとすれ違えない場所もあったと言っていた。航路のコースを整理することが大事ではないか。(東洋工業/深見専務)
- ・観光、スノーケリングについて、委員の中でも上村さんが白保で良いルールを作っている。憲章も作っている。地元としっかり密着しているし、すごく良い事例があるので、いつか、次回部会でも30分くらい発表してもらったらどうか。(鹿熊氏)

(3) その他

①航路整備の検討状況

- ・特に意見はないが、これまで関係者で検討されたルート案なので、是非ご理解を頂きたい。(竹富町建設課/野底課長)
- ・既存の航路で浚渫したものと、今回案の掘削土量、また掘削した場合の海中公園への 影響はどうか。また、環境省の許認可業務との関わりはどうなるのか。(八重山支庁総 務・観光振興課/通事課長)
- ・土量については、当初の短絡ルートよりは減ってくる。しかし、必ずしも減少する場所ばかりではないため、現在整理中である。許認可については、環境省に確認しているが、今のところ直接的な制約にはなっていない。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)
- ・具体的な工法等となれば、場合によっては手続きが必要となる場合もあるが、基本的には海中公園地区では無いので、許認可ではなく届け出となる。(石垣自然保護官事務所/田村氏)
- ・シミュレーション等をした場合、今指定されている区域への影響も考えられるのか。 (八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・計画が進んでみないと何とも言えないが、基本的には航路の関係なので影響はないと 思っている。(石垣自然保護官事務所/田村氏)
- ・海中公園地区とはできる限り位置を離そうとしている。できる限り影響がでないよう

に補助工法を採用していく。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)

- ・現況よりも航路が長くなると燃費、料金への影響があるのではないか。(八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・距離に関係なく料金は上げたいところである。距離の影響はそんなに受けないと思う。 (八重山観光フェリー/黒島氏)
- ・各船社は競り合って走っている状況である。燃費を食っているのではないか、なぜこんなに競り合わなければならないのか、と思っているところである。(八重山支庁総務・観光振興課/通事課長)
- ・共同運航について、何度か意見が出ている。(八重山漁協/上原組合長)
- ・航路標識の整備については、もう少し具体的なものが決まってからということになる。 (石垣海上保安部/西村氏)
- ・土砂処分先はどちらになるのか。(石垣市建設部港湾課/吉見課長補佐)
- ・また市と相談しながら検討したい。(石垣港湾事務所/嶋倉所長)

以 上